

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	京都市 地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、地方税事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都市長

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

平成28年11月7日

[平成26年4月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務
②事務の内容 ※	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税に関する以下の事務を行う。</p> <p>1 納税者からの申告等又は本市の調査に基づく市税の課税 2 納税者の納税状況の管理及び滞納整理</p> <p>特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は以下のとおり。</p> <p>【個人市民税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者からの申告書等及び税務署、企業、年金保険者等からの課税資料を受け付け、管理する。 ・税額を決定し、納税義務者に税額通知書、納税通知書を送付する。 ・扶養是正調査、未申告調査を行う。 ・市民税申告書、給与支払報告書総括表を作成し、送付する。 ・納税者からの申請に基づき税額の減免等を行う。 ・納税者からの申請に基づき各種証明書を発行する。 <p>【固定資産税・都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地・家屋・償却資産の課税台帳を作成する。 ・税額を決定し、納税義務者に納税通知書を送付する。 ・償却資産に係る申告書等を受け付けて、管理する。 ・納税者からの申請に基づき税額の減免等を行う。 ・納税者からの申請に基づき各種証明書を発行する。 <p>【軽自動車税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者からの申告書等を受け付け、管理する。 ・税額を決定し、納税義務者に納税通知書を送付する。 ・納税者からの申請に基づき税額の減免等を行う。 ・納税者からの申請に基づき各種証明書を発行する。 <p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告義務者からの申告書を受け付けて、管理する。 ・税額を更正・決定した場合は、納税義務者に更正・決定通知書を送付する。 ・納税者からの申請に基づき税額の減免等を行う。 <p>【税込納・滞納整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者からの納税状況を管理する。 ・納期限内に納付のない納税者について、滞納整理を行う。 ・納税者からの申請に基づき各種証明書を発行する。
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	税務オンラインシステム
②システムの機能	<p>市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税の課税状況及び収納状況を管理するシステムであり、以下の機能を有する。</p> <p>【税宛名管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳システムと連携して住基登録されている納税者の宛名データを管理する。 ・住登外の方及び法人について税独自で宛名データを管理する。 ・補助宛名(送付先など)を管理する。 <p>【課税状況管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税額計算に必要な各種情報を管理する。 ・税額を計算する。 ・税額通知書等、各種帳票を作成、印刷する。 <p>【収納状況管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納状況を管理する。 <p>【証明発行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種税証明を発行する。

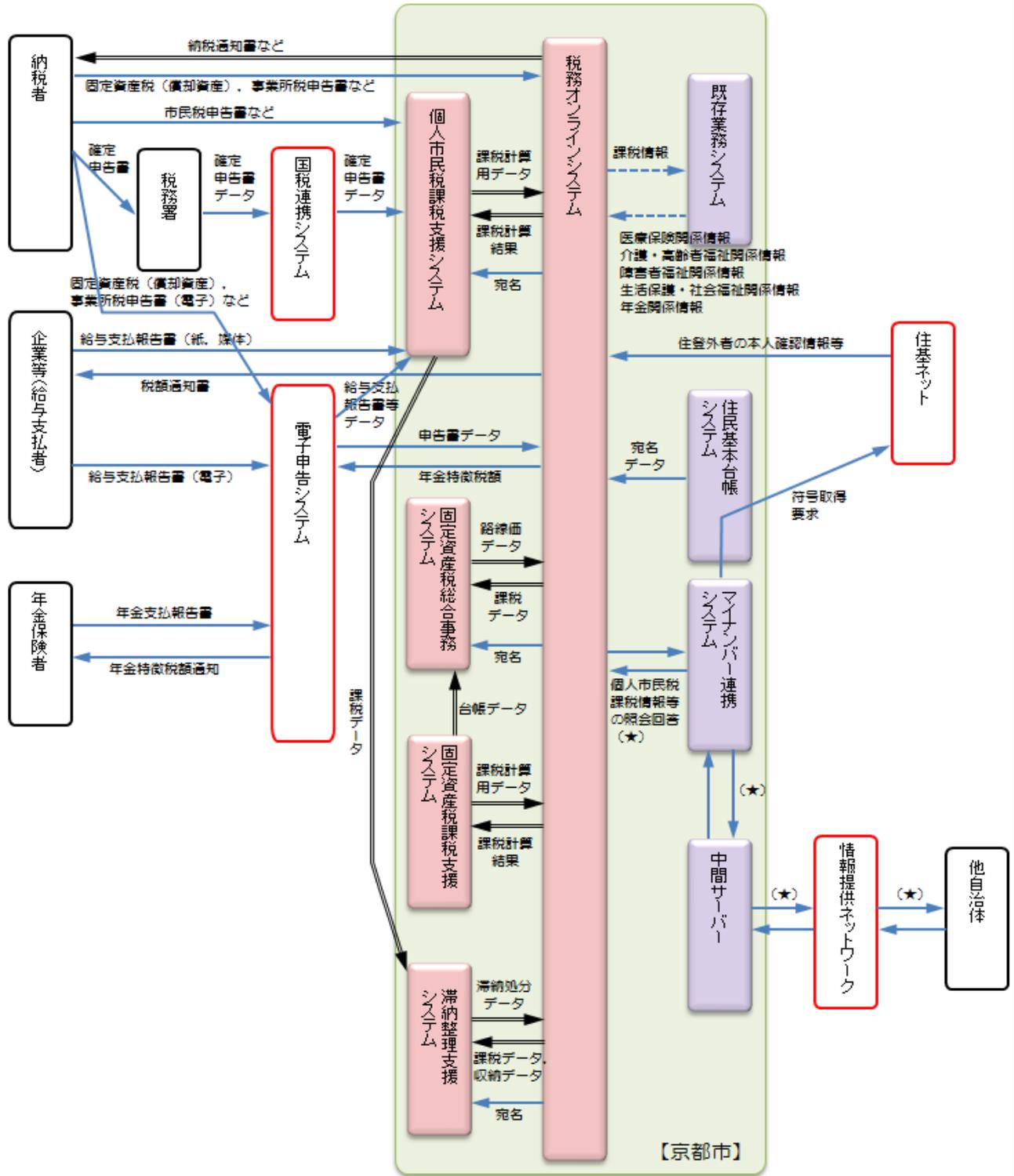
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（既存業務システム、個人市民税課税支援システム、固定資産税総合事務システム、固定資産税課税支援システム、滞納整理支援システム、電子申告システム）
システム2	
①システムの名称	個人市民税課税支援システム
②システムの機能	<p>個人市・府民税課税の課税データを作成するためのシステムであり、主な機能は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書などの各種課税資料の画像を表示する。 ・各種課税資料を名寄せした上で論理チェック等を行う。また、オンラインにより修正を行う。 ・名寄せした各種課税資料を機械により合算処理を行って論理チェック等を行う。また、オンラインにより修正を行う。 ・課税データを作成し税務オンラインシステムに連携する。 ・納税義務者の課税資料等の閲覧を行う。 ・国税庁より受け取った確定申告書データの管理及び画像変換処理
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（滞納整理支援システム、国税連携システム、電子申告システム）
システム3	
①システムの名称	固定資産税総合事務システム
②システムの機能	<p>固定資産税のデータを総合的に利用し、事務効率を図るシステムで、主な機能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の宛名データを利用して、固定資産税課税支援システムの所有者のチェックを行う。 ・紙台帳を電子化したものの閲覧・検索を行う。 ・月々の価格等決定通知書兼課税明細書、納税通知書及び税額変更通知書の印刷を行う。 ・固定資産税課税支援システムのデータの閲覧・検索を行う。 ・税務システム中、固定資産税に係るデータの閲覧・検索を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（固定資産税課税支援システム）
システム4	
①システムの名称	固定資産税課税支援システム
②システムの機能	<p>固定資産税(土地・家屋)の課税データを作成するためのシステムであり、主な機能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線価を計算する。 ・地番図の管理を行う。 ・航空写真の表示を行う。 ・土地沿革台帳を管理する。 ・家屋沿革台帳を管理する。 ・課税データの元となるデータを作成し、税務オンラインシステムに連携する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（固定資産税総合事務システム）

システム5	
①システムの名称	滞納整理支援システム
②システムの機能	<p>収納情報、財産情報等の滞納整理に必要な情報を管理するシステムであり、主な機能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務システムと連携して収納納情報を管理する。 ・調査・照会によって収集した滞納者の収入及び財産等の情報を管理する。 ・滞納整理に関する書類の作成や発行を行うと共に処分等の情報を管理する。 ・滞納整理に関する折衝記録などを管理する。 ・催告書、納付書等を発行する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (個人市民税課税支援システム)</p>
システム6	
①システムの名称	電子申告システム
②システムの機能	<p>納税者からの地方税申告データを、インターネット経由で地方税電子化協議会が管理するポータルセンタ(ポータルシステムや受付システム)で一旦受け付け、本市側の電子申告システムに転送される。電子申告システムでは、申告データの管理を行い、本市税務職員により受付内容の審査及び基幹システム連携を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (個人市民税課税支援システム)</p>
システム7	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行なう 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行なう 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスタ情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行なう 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行なう
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム8	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	納税者が税務署に対して行う国税(所得税)の確定申告のデータを、各市区町村に電子的に連携するためのシステム
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (個人市民税課税支援システム)
システム9	
①システムの名称	マイナンバー連携システム
②システムの機能	<p>既存の業務システムと、中間サーバーを連携するための情報システムであり、主に以下の機能を有する。</p> <p>1 団体内統合宛名番号の管理機能 各業務システムが個別に保有する宛名情報(氏名・住所・性別・生年月日の基本4情報)を統合・管理したうえで、個人を一意に特定できる番号(団体内統合宛名番号)を付番・管理し、個人番号と紐付ける機能</p> <p>2 中間サーバーとの連携機能 中間サーバーに対し、他の行政機関等に提供する特定個人情報を登録するとともに、他の行政機関等に対する特定個人情報の照会を要求する機能</p> <p>3 符号要求機能 団体内統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求、取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番をCSコネクタに送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー, 既存業務システム)
3. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	より適切かつ効率的な税務事務を行うため。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者が行政に対して行う各種手続きに置いて、税関係の書類の添付を省略できるようになることが期待される。 ・税務事務において課税資料の名寄せなどがより正確、効率的にできるようになる。 ・他市区町村への税情報の照会や他業務の情報の取得がより効率的にできるようになる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 10, 12, 13, 19, 20, 21, 22, 23, 25, 28, 31, 34, 35, 36, 37, 38, 40, 43, 44, 47, 49, 50, 51, 54, 55, 58, 59条 (3) 番号法第19条第8号(条例関係事務)</p> <p>2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第27項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行財政局税務部税制課
②所属長	税制課長 北條 昌代
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ⇒ 個人情報(個人番号は含まない)
- 特定個人情報(符号要求を含む)
- 庁内連携

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び税務調査対象者等
その必要性	・賦課徴収事務における本人確認のため ・税額通知書(特徴義務者用)等への個人番号出力のため ・所得・控除情報、扶養情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報：本人確認、課税資料の名寄せに必要 ・その他識別番号(宛名番号)：個人番号との紐づけに必要 ・その他住民票関係情報、連絡先：賦課期日での居住地判定や納税者への聞き取り調査に必要 ・国税関係情報、地方税関係情報：賦課徴収業務に必要 ・医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報：賦課徴収業務に必要
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	行財政局税務部税制課、資産税課、収納対策課、市税事務所

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (文化市民局地域自治推進室, 保健福祉局保険年金課, 保健福祉局介護保険課, 保健福祉局障害保健福祉推進室, 保健福祉局地域福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁, 日本年金機構, 地方公共団体情報システム機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム, eLTAXシステム, 国税連携システム, 本市共通システム基盤の情報連携機能)	
③入手の時期・頻度	<input type="checkbox"/> 定期的に入手 国税関係情報:原則月1回(ただし1~5月には計22回) 地方税関係情報:月1回 医療保険関係情報, 介護・高齢者福祉関係情報:年1回(1月) <input type="checkbox"/> 個別的な対応に際して入手 個人番号, その他識別情報, 4情報, 連絡先, その他住民票関係情報:異動のある都度 障害者福祉関係情報, 生活保護・社会福祉関係情報, 年金関係情報:調査の都度	
④入手に係る妥当性	賦課徴収業務を適正に行うため, 法令等の範囲内で適宜, 申告等情報及び税務調査による情報収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示	<本人・代理人からの入手> 地方税法その他の地方税に関する法律及び市税条例等に, 税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより, 個人番号を入手することが明示される。 <情報提供ネットワークシステムを通じた入手> 番号法第別表第二において明示されている。 <庁内連携による入手> 番号法第9条第2項に基づく条例において明示されている。 <住民基本台帳ネットワークシステムを通じた入手> 番号法第14条第2項において, 地方公共団体情報システム機構に対し機構保存確認情報の提供を求めることができる旨が規定されている。	
⑥使用目的 ※	・適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため, 課税資料の名寄せが正確かつ効率的にできるよう, 個人番号を利用する。 ・納税者が申告書等を提出する際, 添付書類が省略できるなどの納税者利便性の向上のために利用する。	
	変更の妥当性 —	
⑦使用の主体	使用部署 ※	行財政局税務部税制課, 資産税課, 収納対策課及び市税事務所並びに各区, 支所市民窓口課, 出張所及び証明書発行コーナー
	使用者数	[1,000人以上] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		<input type="checkbox"/> 業務全般 ・本人確認に個人番号を使用する。 ・提出された申告書等の課税資料に記載された個人番号を使用して, 資料の名寄せを行う。 <input type="checkbox"/> 課税事務 ・扶養情報など課税に必要な情報について, 個人番号を元に情報提供ネットワークに照会を行う。
	情報の突合 ※	課税事務のため, 医療保険関係, 障害者福祉関係, 生活保護・社会福祉関係, 介護・高齢者福祉関係, 年金関係の情報と突合する。
	情報の統計分析 ※	課税状況調などの各種統計処理を行っているが, 特定の個人を判別するような統計分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	税額決定, 更正, 減免の決定
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

⑥委託先名		日本電気株式会社を代表とするコンソーシアム	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項3		個人市民税課税支援システム・国税連携システムの運用保守委託	
①委託内容		個人市民税課税支援システム及び国税連携システムのアプリケーション保守及び運用の支援を委託する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人市民税の納税義務者及びその扶養者	
	その妥当性	個人市民税の課税事務を支援するシステムのため、その運用、保守を委託するに当たっては上記対象データを取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおける運用支援業務コンソーシアム 京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守コンソーシアム	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項4		電子申告審査システム等の運用管理業務	
①委託内容		電子申告システムの保守業務の委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	電子申告システムを利用している納税義務者	
	その妥当性	電子申告の審査システムの ASP のため、特定個人情報ファイルも取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [<input checked="" type="radio"/>]その他 (LGWAN)
⑤委託先名の確認方法		ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		TIS 株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項5		個人市民税の課税資料のデータエントリー
①委託内容		紙で提出された給与支払報告書などの課税資料から電子データを作成する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人市民税の納税義務者及びその扶養者
	その妥当性	給与支払報告書などには個人番号が記載されるので、その取扱いも委託する必要がある。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>]紙 []その他 ()
⑤委託先名の確認方法		ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		京都工業株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6		軽自動車税及び市税口座振替に係る電算データ入力業務
①委託内容		紙で提出された軽自動車税の課税資料や市税口座振替の資料から電子データを作成する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	軽自動車税の納税義務者
	その妥当性	軽自動車税の課税データ入力のため、対象データを取り扱う必要がある。

③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作しパンチ入力)	
⑤委託先名の確認方法	ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	アデコ株式会社京都支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項7	滞納整理支援システムの保守運用委託	
①委託内容	滞納整理支援システムの保守及び運用の支援を委託する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	滞納整理事務を支援するシステムのため、その保守、運用を委託するに当たっては上記対象データを取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)	
⑤委託先名の確認方法	京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	滞納整理支援システムの保守運用コンソーシアム(日本電気株式会社, NECソリューションイノベータ株式会社, 株式会社シンク)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項8	固定資産税総合事務システム保守委託	
①委託内容	固定資産税総合事務システムのシステム保守を委託する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (8) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (42) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二に定める各事務
③提供する情報	個人市民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2	個人市民税の特別徴収義務者(給与支払者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	個人市民税の給与に係る特別徴収に関する事務
③提供する情報	給与に係る特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与に係る特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	当初分: 毎年5月 更正分: 月1回

提供先3	日本年金機構
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	個人市民税の年金に係る特別徴収に関する事務
③提供する情報	年金に係る特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金に係る特別徴収の対象となる年金受給者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初分: 毎年7月 更正分: 月1回
提供先4	国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第9号(現8号)
②提供先における用途	国税の賦課徴収事務
③提供する情報	番号法第19条第9号(現8号)に規定する事項
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会のある都度
提供先5	都道府県知事及び市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第9号(現8号)
②提供先における用途	地方税の賦課徴収事務
③提供する情報	番号法第19条第9号(現8号)に規定する事項
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会のある都度

提供先6	個人情報保護委員会規則で定める条例事務関係情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	個人情報保護委員会規則で定める用途
③提供する情報	個人情報保護委員会規則で定める情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先7	京都市教育委員会事務局総務部調査課
①法令上の根拠	番号法第19条第10号(現9号)に基づく本市条例
②提供先における用途	小学校及び中学校並びにこれらに相当する学校(各種学校を含む。)における就学の援助に関する事務
③提供する情報	個人市民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
提供先8	番号法第19条第13号(現12号)の用途ために使用する情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第13号(現12号)
②提供先における用途	各議院審査等その他番号法施行令で定める公益上の必要性による用途
③提供する情報	地方税の賦課徴収に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	協力要請のある都度

移転先1		5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)における移転先については、別紙2を参照
①法令上の根拠		「別紙2 特定個人情報の移転先」を参照
②移転先における用途		「別紙2 特定個人情報の移転先」を参照
③移転する情報		「別紙2 特定個人情報の移転先」を参照
④移転する情報の対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		「別紙2 特定個人情報の移転先」を参照
⑥移転方法		<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度		「別紙2 特定個人情報の移転先」を参照
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<京都市における措置> ①サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設けており、入退室管理を静脈認証により行っている。 ②申請書、出力帳票等の紙書類については、関係者以外の立ち入れない執務室内にて保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法第17条の5に規定
③消去方法		<京都市における措置> ①保管期間を過ぎた電子データは、システム内で削除処理を実行する。 ②紙書類については、規定に基づき外部業者による溶解処理を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【宛名情報】

1	レコードキー	16	担当課(法市)	31	住定日	46	住基区(ファイル識別)
2	宛名番号	17	税理士名	32	消除日	47	住基除票番号
3	履歴番号	18	代表者名	33	在留期間 始	48	住基住所番号
4	個人法人区分	19	補記サイン	34	在留期間 終	49	住基履歴番号
5	宛名種別	20	個人法人名カナ	35	異動事由	50	DVサイン
6	住所コード	21	個人本名カナ	36	消除事由	51	住民区分
7	市外識別サイン	22	個人通名カナ	37	補助複写元宛名番号	52	処理課
8	市町村コード	23	電話番号	38	前経歴宛名番号	53	処理日
9	住所文字数	24	電話番号(担当課)特徴	39	後経歴宛名番号	54	異動サイン
10	住所	25	電話番号(担当課)法人	40	前回住基除票番号	55	個人番号
11	方書	26	電話番号(税理士)	41	性別	56	法人番号
12	個人法人名	27	バーコードデータ(全桁)	42	原ファイル区分		
13	個人本名	28	新郵便番号	43	住登区分		
14	個人通名	29	バーコードデータ(地番等)	44	点字サイン		
15	担当課(特徴)	30	生年月日	45	法人格変換サイン		

【個人市民税情報】

1	普徴キーコード	43	台帳	85	【旧】個人年金保険料支払額	127	寄附金控除(京都府条例)
2	年度相当	44	年金	86	旧長期損害保険料支払額	128	住宅借入金等特別控除見込額
3	税目	45	所得の種類	87	配偶者合計所得	129	二項減免
4	普徴コード	46	申告区分	88	本人該当	130	均等割サイン
5	履歴番号	47	退職所得ありサイン	89	夫・未	131	均等割率
6	特徴キーコード	48	支払金額等	90	障害者	132	所得割サイン
7	年度相当	49	給与支払金額	91	高齢者・寡婦夫・勤労学生	133	所得割率
8	税目	50	公的年金支払金額	92	同居の妻	134	一項減免
9	特徴コード	51	特定支出控除	93	廃止減免サイン	135	サイン
10	履歴番号	52	所得明細サイン	94	扶養該当	136	期
11	第2コード	53	営業	95	控除対象配偶者	137	均等割率
12	税目	54	農業	96	同居老親等	138	所得割率
13	第2コード	55	その他事業	97	老人扶養	139	税額
14	特徴コード(2)	56	不動産	98	特定扶養	140	年税額
15	普徴コード(2)	57	利子	99	その他扶養	141	均等割(市民税)
16	異動サイン	58	配当	100	同居特別障害	142	所得割(市民税)
17	特徴受給者番号	59	給与	101	特別障害	143	均等割(府民税)
18	氏名カナ	60	雑所得	102	その他障害	144	所得割(府民税)
19	生年月日	61	譲渡・一時	103	16歳未満(年少扶養)	145	二項減免後特徴税額
20	徴収区・管理区	62	総合課税所得	104	専従者控除	146	均等割(市民税)
21	調定月	63	総合課税所得コード	105	青専	147	所得割(市民税)
22	修正月	64	所得(総合)	106	青専(配)	148	均等割(府民税)
23	特徴徴収済月	65	分離課税所得	107	青専(他)	149	所得割(府民税)
24	異動理由サイン	66	分離課税所得コード	108	白専	150	二項減免後普徴税額
25	処理月	67	所得(分離)	109	白専(配)	151	均等割(市民税)
26	過年度調定年月	68	特別控除等	110	白専(他)	152	所得割(市民税)
27	国保コード	69	特別控除等コード	111	専従者控除額	153	均等割(府民税)
28	課税区分	70	特別控除	112	所得控除額合計	154	所得割(府民税)
29	一特サイン	71	所得金額の合計	113	課税標準コード	155	一項減免後特徴税額
30	特繰サイン	72	合計所得金額	114	課税標準	156	均等割(市民税)
31	切替(普特)サイン	73	総所得金額等の合計額	115	算出所得割額	157	所得割(市民税)
32	転勤サイン	74	【旧】生命保険料支払額	116	算出所得割額コード	158	均等割(府民税)
33	区外サイン	75	【新】生命保険料支払額	117	市民税所得割	159	所得割(府民税)
34	特徴サイン	76	【新】個人年金保険料支払額	118	府民税所得割	160	一項減免後普徴税額
35	手計算サイン	77	【新】介護保険料支払額	119	税額控除	161	均等割(市民税)
36	非免サイン	78	平均課税対象金額	120	税額控除コード	162	所得割(市民税)
37	課税サイン	79	損益通算	121	税額控除(市民税)	163	均等割(府民税)
38	現・過サイン	80	繰越控除	122	税額控除(府民税)	164	所得割(府民税)
39	資料区分	81	繰越損失サイン	123	寄附金控除(入力額)	165	他の特徴税額
40	税資	82	所得控除コード	124	寄附金控除(ふるさと納税)	166	特徴月割額
41	申告	83	所得控除(1)	125	寄附金控除(共同募金会)	167	特徴月割額
42	給報	84	小規模企業共済等掛金	126	寄附金控除(京都市条例)	168	一部普徴税額

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人市民税情報(つづき)】

169	普徴期割額	178	年金特徴固定サイン	187	配当割額(入力)	196	一項減免後年金特徴税額
170	普徴期割額	179	総合課税所得件数	188	株式等譲渡所得割額(入力)	197	均等割(市民税)
171	租税条約サイン	180	分離課税所得件数	189	配当割等控除・還付額	198	所得割(市民税)
172	生命保険料サイン	181	特別控除等件数	190	配当割等控除額(市民税)	199	均等割(府民税)
173	地震保険料サイン	182	所得控除(1)件数	191	配当割等控除額(府民税)	200	所得割(府民税)
174	配偶者特別控除サイン	183	課税標準件数	192	配当割等控除不足額	201	年金特徴月割額
175	年金特徴サイン	184	算出所得割件数	193	今回還付・追徴サイン	202	税額通知書ページ替コード
176	年金特徴停止月	185	税額控除件数	194	今回還付・追徴額	203	エラーメッセージ
177	過年度用C/H	186	配当割・株式等譲渡所得割	195	年金特徴税額	204	エラーサイン

【固定資産税土地情報】

1	物件地コード	40	側方2路線(路線価NO, 路線価下落率第1年度3, 路線価下落率第2年度3, 路線価下落率第3年度3, 側方2非道路サイン, 現基準年度路線価, 奥行率, 加算率, 補正1, 補正2, 補正3, 補正4)	61	宅地外補正(比準率, 均衡補正)	118	前年度評価額
2	年度相当			62	既存宅地等(既存等サイン, 非補正部分割合(画地))	119	現年度評価額
3	納税者コード			63	景観減価区分	120	前基準第3年度課税標準額(固定資産税(小規模), 固定資産税(住宅), 固定資産税(非住宅), 固定資産税(宅地並), 固定資産税(農地並), 都市計画税(小規模)都市計画税(住宅), 都市計画税(非住宅), 都市計画税(宅地並), 都市計画税(農地並))
4	実地番			64	リスク(サイン, 該当割合)		
5	実地番連絡サイン			65	宅化規制		
6	代表地番	41	裏路線(路線価NO, 路線価下落率第1年度4, 路線価下落率第2年度4, 路線価下落率第3年度4, 裏非道路サイン, 現基準年度路線価, 奥行率, 加算率, 補正1, 補正2, 補正3, 補正4)	66	造成費		
7	類似土地			67	崖地補正		
8	登記名義人			68	高圧線補正		
9	異動サイン			69	鉄道下補正		
10	所有権移転サイン	42	基本比準地(標準地No.1, 比準地目1, 比準地目2, 標準地No.2, 砂防指定地サイン, 現基準年度評点, 補正割合, 接地割合, 造成費記号, 比準条件①, 比準条件②, 比準条件③, 補正率④, 補正率⑤, 砂防地⑥, 限定宅地等(限定等サイン, 非補正部分割合), 市街化調整区域内補正率)	70	水路補正		
11	事変記号1			71	段差補正(距離, 区分)		
12	事変記号2			72	その他正面		
13	前地記号			73	その他側方1		
14	異動年次			74	その他側方2		
15	地目C/H			75	その他裏		
16	評価地目	43	第2比準地(標準地No.1, 比準地目, 標準地No.2, 現基準年度評点, 補正割合, 接地割合, 造成費記号)	76	その他全体		
17	登記地目			77	建築規制補正		
18	用途地区			78	都市計画予定		
19	宗教法人サイン	44	第3比準地(標準地No.1, 比準地目, 標準地No.2, 現基準年度評点, 補正割合, 接地割合, 造成費記号)	79	規模		
20	仮換地サイン			80	合地地積		
21	換地処分日			81	合地地積(再定義)	121	前年度課税標準額(固定資産税(小規模), 固定資産税(住宅), 固定資産税(非住宅), 固定資産税(宅地並), 固定資産税(農地並), 都市計画税(小規模)都市計画税(住宅), 都市計画税(非住宅), 都市計画税(宅地並), 都市計画税(農地並))
22	敷地権サイン	45	第4比準地(標準地No.1, 比準地目, 標準地No.2, 宅地割合, 現基準年度評点, 補正割合, 接地割合, 造成費記号)	82	合地地積S	122	当年度課税標準額(固定資産税(小規模), 固定資産税(住宅), 固定資産税(非住宅), 固定資産税(宅地並), 固定資産税(農地並), 都市計画税(小規模)都市計画税(住宅), 都市計画税(非住宅), 都市計画税(宅地並), 都市計画税(農地並))
23	画地計算サイン			83	市街化調区内補正(側方1)	123	特例前課税標準額(固定資産税, 都市計画税(宅地並))
24	取得年次			84	市街化調区内補正(側方2)	124	エラー
25	調整サイン	46	第5(宅地)比準地(標準地No.1, 標準地No.2, 宅地割合, 現基準年度評点, 補正1, 補正2, 補正3, 高架下サイン)	85	市街化調区内補正(裏)	125	C/C
26	農地区分			86	負担水準(固定小規模)	126	名義補記サイン
27	適用年度			87	負担水準(固定住宅)	127	コントロールホール
28	生産緑地サイン	47	宅地比準路線(路線価下落率第1年度5, 路線価下落率第2年度5, 路線価下落率第3年度5, 宅地比準細街路サイン)	88	負担水準(非住宅)	128	固定軽減後限度額
29	宅地化農地サイン			89	負担水準(非住宅農並)	129	都市軽減後限度額
30	38年度価格			90	負担水準(都計小規模)	130	小規模到達S固定
31	評価地積	48	画地計算標準地NO(正面, 側方1, 側方2, 裏)	91	負担水準(都計住宅)	131	住宅到達S固定
32	登記地積			92	負担水準(都計非住宅)	132	非住宅到達S固定
33	地積相違理由	49	画地計算路線価NO(正面, 側方1, 側方2, 裏)	93	負担水準(都計非住宅農並)	133	小規模到達S都計
34	減免等事項(記号, 割合, 固定分子, 固定分母, 都計分子, 都計分母)	50	準角地サイン(側方1)	94	単位当評点	134	住宅到達S都計
35	住宅用地事項(記号, 割合, 率)	51	準角地サイン(側方2)	95	63年度評価額	135	非住宅到達S都計
36	小規模住宅用地事項(記号, 戸数, 面積, 割合, 小規模用地率)	52	裏路線地目	96	03年度評価額	136	当初差替時異動サイン
37	標準地No.(正面, 側方1, 側方2, 裏)	53	奥行距離(正面, 側方1, 側方2, 裏)	97	06年度評価額	137	価格下落率
38	正面路線(路線価NO, 路線価下落率第1年度1, 路線価下落率第2年度1, 路線価下落率第3年度1, 正面非道路サイン, 現基準年度路線価, 奥行率, 補正1, 補正2, 補正3, 補正4)	54	間口距離(正面, 側方1, 側方2, 裏, 想定整形地)	98	09年度評価額	138	単位当価格
39	側方1路線(路線価NO, 路線価下落率第1年度2, 路線価下落率第2年度2, 路線価下落率第3年度2, 側方1非道路サイン, 現基準年度路線価, 奥行率, 加算率, 補正1, 補正2, 補正3, 補正4)	55	路地状敷地サイン	99	28年度評価額	139	路線価下落サイン
		56	都計外雑種地サイン				
		57	単独利用困難サイン				
		58	不整形地率				
		59	不整形地サイン				
		60	無道路地補正(表地奥行距離, 通路開設補正率, 無道路地補正率, 区分)	119			

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【固定資産税家屋情報】

1	レコードキー	18	市評価サイン	35	種類	52	割合
2	物件地コード	19	チェックコード	36	種類詳細	53	固定分子分母
3	納税者コード	20	棟NO	37	構造	54	都計分子分母
4	所在地	21	棟異動サイン	38	主体	55	適用年数
5	実家屋番号	22	事変サイン	39	屋根	56	前基準年度決定価格
6	実家屋番号連絡サイン	23	異動年月	40	階数	57	現基準年度評価額
7	登記名義人	24	調整サイン	41	その他	58	決定価格
8	登記名義人補記サイン	25	化プ	42	建築年	59	特例後課税標準額
9	建物番号	26	所在地サイン	43	実建年	60	固定資産税
10	戸番	27	需給補正率	44	評価床面積	61	都市計画税
11	登記床面積	28	免税点サイン	45	1階	62	新築減免終了サイン
12	床面積相違理由	29	比準評価サイン	46	1階以外	63	エラーサイン
13	敷地権サイン	30	評価区分	47	合計	64	前回構異動のみの異動年月
14	構異動サイン	31	木・非木サイン	48	単位当評点数	65	前回異動年月
15	構事変サイン	32	分離課税サイン	49	損耗補正率	66	機械作成構異動データサイン
16	構異動のみの連絡年月	33	宗教法人サイン	50	減免等事項		
17	構に対する異動年月	34	住宅戸数	51	記号		

【固定資産税共有土地情報】

1	レコードキー	7	異動サイン	13	底地納税者コード	19	補正割合④
2	家屋物件地コード	8	明細	14	持ち分	20	減免事項(記号, 割合, 固定分子, 固定分母, 都計分子, 都計分母)
3	土地物件地コード	9	実家屋番号	15	家屋敷地権サイン	21	敷地権サイン
4	納税者コード	10	家屋なしサイン	16	補正割合①	22	エラーサイン
5	共有者個人区分	11	所在地コード	17	補正割合②	23	年度相当
6	チェックコード	12	筆数	18	補正割合③		

【固定資産税償却資産課税情報】

1	物件地コード	11	機械及び装置(2)(取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額)	14	車両及び運搬具(5)(取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額)	17	合計(取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額)
2	納税者コード						
3	業種						
4	入力区分						
5	免税点サイン	12	船舶(3)(取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額)	15	工具・器具・備品(6)(取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額)	18	免税点判定区
6	評価補正サイン						
7	市評価サイン						
8	年度相当						
9	異動年次	13	航空機(4)(取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額)	16	調整額(7)(取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額)		
10	構築物(1)(取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額)						

【固定資産税償却資産明細情報】

1	物件コード	11	耐用年数	21	当年度評価額	31	免税点判定サイン
2	納税者コード	12	減価残存率	22	理論帳簿価格	32	個人法人サイン
3	資産種類コード	13	増加償却減価残存率	23	決定価格	33	市評価サイン
4	資産コード	14	前年度評価額	24	当年度課税標準額	34	免税点判定区
5	業種コード	15	陳腐化償却当年度評価	25	補正前評価額		
6	資産名称	16	特例等コード1	26	増加事由		
7	数量	17	特例等コード2	27	減少事由		
8	取得年月	18	分子	28	処理年月		
9	評価区分	19	分母	29	前年度理論帳簿価格		
10	取得価格	20	評価額補正率	30	当年度陳腐化理論帳簿価格		

【固定資産税償却資産申告書情報】

1	物件コード	5	構築物(1)(前年取得価格, 前年中減少分取得価格, 前年中取得分取得価格, 理論帳簿価格, 評価額)	7	船舶(3)(前年取得価格, 前年中減少分取得価格, 前年中取得分取得価格, 理論帳簿価格, 評価額)	9	車両及び運搬具(5)(前年取得価格, 前年中減少分取得価格, 前年中取得分取得価格, 理論帳簿価格, 評価額)
2	納税者コード						
3	C/H						
4	業種コード	6	機械及び装置(2)(前年取得価格, 前年中減少分取得価格, 前年中取得分取得価格, 理論帳簿価格, 評価額)	8	航空機(4)(前年取得価格, 前年中減少分取得価格, 前年中取得分取得価格, 理論帳簿価格, 評価額)	10	工具・器具・備品(6)(前年取得価格, 前年中減少分取得価格, 前年中取得分取得価格, 理論帳簿価格, 評価額)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【固定資産税償却資産申告書情報(つづき)】

11	調整額(7)(前年取得価格,前年中減少分取得価格,前年中取得分取得価格,理論帳簿価格,評価額)	12 処理年月	15 免税点判定区	
		13 免税点判定サイン		
		14 市評価サイン		

【固定資産税額情報】

1	物件区	16	一般分税額(固定減免相当税額,固定減免免除猶予後税額,都計減免相当税額,都計減免免除猶予後税額)	30	手計算サイン1	40	機械計算減免相当税額(固定一般分,固定共有分,都計一般分,都計共有分)		
2	納税者コード			31	手計算サイン2				
3	チェックコード			32	機械計算年税額				
4	減免サイン	17	共有分税額(固定減免相当税額,固定減免後税額,都計減免相当税額,都計減免後税額)	33	免税点以下土地課税(宅並)(固定資産税課税,都市計画税課税)	41	法律上土地都計課税課免前		
5	猶予サイン			34	免税点以下家屋課税(固定資産税課税,都市計画税課税)	42	法律上土地都計課税課免相当		
6	土地有無					43	法律上土地都計課税課免後		
7	家屋有無	18	徴収猶予税額(固定資産税,都市計画税)	35	特例相当課税(固定土地課税,固定家屋課税,都計土地課税,都計家屋課税)	44	法律上共有都計課税課免前		
8	総括S	19	免除分税額(固定資産税,都市計画税)	36	手計算減免コード	45	法律上共有都計課税課免相当		
9	減免取り消しS	20	生産緑地減額分税額(固定資産税,都市計画税)			46	法律上共有都計課税課免後		
10	異動年次	21	年税額(宅地並)(固定資産税,都市計画税,合計)			47	都計一般減額税額		
11	年度相当	22	期割税額(第1期税額,第2期税額,第3期税額,第4期税額)	37	手計算減免相当税額1(固定一般分,固定共有分,都計一般分,都計共有分)	48	都計共有減額税額		
12	異動サイン							23	随時分調定月
13	土地課税標準額(固定課免前課税,固定課免相当課税,固定課免後課税,都計課免前課税,都計課免相当課税,都計課免後課税)							24	随時分税額
14	共有土地課税標準額(固定課免前課税,固定課免相当課税,固定課免後課税,都計課免前課税,都計課免相当課税,都計課免後課税)	25	更正随時調定月	38	手計算減免相当税額2(固定一般分,固定共有分,都計一般分,都計共有分)				
15	家屋課税標準額(固定課免前課税,固定課免相当課税,固定課免後課税,都計課免前課税,都計課免相当課税,都計課免後課税)	26	更正随時税額			39	手計算減免相当税額3(固定一般分,固定共有分,都計一般分,都計共有分)		
		27	両年度期間過年度税額4月調定分税額						
		28	両年度期間過年度税額5月調定分税額						
		29	過年度調定額合計						

【軽自動車税情報】

1	キーコード	13	非課税サイン	25	分類Ⅱ	37	証明用サイン
2	年度相当	14	標番変更サイン	26	区分	38	異動処理日
3	納税者コード	15	減免サイン	27	車両ナンバー	39	異動サイン
4	整理ナンバー	16	課税サイン	28	車台登録番号	40	データ更新情報
5	キーコード2	17	特殊車サイン	29	車名コード	41	処理事由コード
6	調定年度	18	改造車サイン	30	車名	42	処理時間
7	調定月	19	調定区分	31	型式	43	更新区
8	期別	20	車種コード	32	車台番号	44	更新日
9	発生年月日	21	調定額	33	排気量	45	車種補助コード
10	消滅年月日	22	車両番号	34	登録理由	46	初度検査年月
11	職権サイン	23	分類Ⅰ	35	廃車理由	47	税率サイン
12	課税保留サイン	24	表示	36	エラーサイン		

【事業所税課税情報】

1	事業所コード	18	資本金	35	月割分	52	資産割減免額
2	納税者コード	19	納期限	36	合計	53	減免額算出額
3	チェックコード	20	申告年月日	37	算出額算出割	54	既減免額
4	事業年度始期	21	資産割	38	既確定額	55	追加減免額
5	事業年度終期	22	課税サイン	39	納付すべき額	56	従業者割減免額
6	調定年度	23	事業所床面積	40	従業者割	57	減免額算出額
7	過年度	24	全年分	41	課税サイン	58	既減免額
8	新增設サイン	25	月割分	42	給与総額	59	追加減免額
9	申告区分	26	非課税床面積	43	非課税給与額	60	減免額合計
10	調定月	27	全年分	44	特例控除給与額	61	減免算出額
11	事業所No.	28	月割分	45	課税標準給与額	62	既減免額
12	前調定年月	29	特例控除床面積	46	算出額	63	追加減免額
13	コントロールホール	30	全年分	47	割既確定額	64	減免後税額(今回調定額)
14	異動サイン	31	月割分	48	納付すべき額	65	納付すべき額(資産割)
15	処理年	32	課税標準床面積	49	減免前税額合計	66	納付すべき額(従業者割)
16	区コード	33	月数	50	既確定額合計	67	納付すべき額(合計)
17	決算月	34	全年分	51	納付すべき額	68	減免内訳

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【事業所税課税情報(つづき)】

69	コード	72	減免額徴収猶予額	75	減免額	78	エラーフラッグ
70	資産割	73	従業者割	76	減免額計	79	処理年月
71	床面積×月数	74	給与額	77	エラーサイン		

【事業所税明細情報】

1	事業所コード	23	従業者割	45	床面積	67	床面積合計
2	納税者コード	24	従業者数	46	従業者割	68	事業所床面積
3	チェックコード	25	給与総額	47	従業者数	69	非課税に係る共用床面積内訳
4	事業年度始期	26	明細書	48	給与総額	70	消防設備等(ア)
5	事業年度終期	27	資産割	49	特例明細書	71	全部非課税(イ)
6	調定年度	28	専用床面積	50	コード	72	2分の1非課税(ウ)
7	過年度	29	共用床面積	51	資産割	73	ア～ウ以外
8	新增設サイン	30	事業所床面積	52	特例床面積	74	合計
9	申告区分	31	月数	53	控除床面積	75	減免決定書
10	調定月	32	従業者割	54	従業者割	76	コード
11	事業所No.	33	従業者数	55	特例給与総額	77	資産割
12	前調定年月	34	給与総額	56	控除給与総額	78	該当床面積(ア)
13	コントロールホール	35	非課税明細書	57	特例明細書合計	79	ア×月数
14	異動サイン	36	コード	58	資産割	80	従業者割
15	処理年	37	資産割	59	控除床面積	81	支払い給与額
16	区コード	38	床面積	60	従業者割	82	特殊関係者等明細書
17	決算月	39	従業者割	61	控除給与総額	83	納税者コード
18	事業所等	40	従業者数	62	共用部分計算書	84	床面積
19	資産割	41	給与総額	63	専用延べ面積	85	従業者数
20	専用床面積	42	非課税明細書合計	64	事業所延べ面積	86	エラーサイン
21	共用床面積	43	コード	65	非課税面積	87	エラーフラッグ
22	事業所床面積	44	資産割	66	課税床面積	88	処理年月

【口座振替情報】

1	口振マスタレコード	9	銀行コード	17	納付サイン(納付方法)	25	MT交換サイン
2	口振KEY	10	支店コード	18	はがき発行サイン	26	口振マスタ更新情報
3	税目	11	銀行名カナ	19	開始年月	27	更新区
4	年度相当	12	支店名カナ	20	停止年月	28	管轄
5	納税者コード	13	口座情報	21	利用者コード	29	更新年月日
6	異動事由	14	口座種別	22	利用者コード(番号)		
7	納税義務者名カナ	15	口座番号	23	利用者コード(利用者区分)		
8	金融機関コード	16	口座名義人カナ	24	振替済通知希望サイン		

【収納状況情報】

1	税目	9	期別	17	収入額	25	科目コード(加算金)
2	住所コード	10	異動サイン	18	前納報奨金額(郵便手数料)	26	前納サイン
3	氏名コード	11	調定回数	19	会計執行年月日	27	郵便サイン
4	整理ナンバー	12	調定額	20	収納年月日	28	分納サイン
5	C/C	13	納期限	21	処理年月日(収入)	29	還付サイン
6	調定年度	14	調定年月日	22	収入方法	30	振替サイン
7	年度相当	15	処理年月日(調定)	23	科目コード(本税)	31	戻入サイン
8	調定月	16	収入回数	24	科目コード(延滞金)	32	銀行バッチナンバー

【収納状況サイン情報】

1	税目	11	異動サイン	21	不納欠損サイン	31	都計税・法人市民税均等割額
2	納税者コード	12	納税通知書公示サイン	22	不納欠損年月日	32	特徴納税義務者人数
3	整理ナンバー	13	納期変更	23	滞納処分	33	催告書発付サイン
4	法人[調定年度]	14	納期変更サイン	24	滞納処分サイン	34	分納誓約サイン
5	法人[申告区分]	15	納期変更年月日	25	滞納処分年月日	35	機械処理サイン
6	C/C	16	督促状公示サイン	26	差押財産種別サイン	36	処分解除
7	調定年度	17	調定移管	27	住所不印字サイン	37	処分解除サイン
8	年度相当	18	調定移管サイン1	28	督促状発付サイン	38	処分解除年月日
9	調定月	19	調定移管年月日	29	処分票発付サイン	39	差押予告サイン1
10	期別	20	不納欠損	30	調定移管サイン2	40	差押予告サイン2

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【収納状況サイン情報(つづき)】

41	差押予告サイン3	42	差押予告サイン4		
----	----------	----	----------	--	--

【個人市民税課税支援システム 課税情報】

1	資料コード	57	公的年金等源泉徴収第1号分	111	未納付の源泉徴収税額	167	支払医療費
2	資料管理コード	58	公的年金等源泉徴収第2号分	112	本年分で差し引く繰越損失額	168	医療費控除の保険金などで補てんされる金額
3	課税年度	59	公的年金等源泉徴収第3号分	113	平均課税対象金額	169	一般の保険料の計
4	資料保管区	60	雑のその他収入	114	変動・臨時所得金額の区分	170	個人年金保険料の計
5	帳票種類コード	61	総合譲渡の短期収入	115	変動・臨時所得金額	171	旧長期保険料の計
6	指定番号	62	総合譲渡の長期収入	116	乙欄	172	短期保険料の計
7	受給者番号	63	一時収入	117	事業専従者の氏名1	173	寄附先の所在地・名称
8	報告人員(在職(特徴))	64	営業等所得	118	事業専従者の生年月日1元号	174	寄附金
9	報告人員(退職(普徴))	65	農業所得	119	事業専従者の生年月日1年	175	上のうち都道府県等や住所地の共同募金会、日赤支部分
10	報告人員(その他(普徴))	66	不動産所得	120	事業専従者の生年月日1月	176	寡婦(寡夫)1
11	特徴希望サイン	67	利子所得	121	事業専従者の生年月日1日	177	寡婦(寡夫)2
12	名称所在地変更サイン	68	配当所得	122	事業専従者の続柄1	178	寡婦(寡夫)3
13	徴収別人数	69	給与所得	123	事業専従者の従事月数・程度仕事の内容1	179	寡婦(寡夫)控除
14	合算不可サイン	70	雑所得	124	事業専従者の給与額1	180	寡婦死別
15	租税条約サイン	71	総合譲渡・一時所得	125	事業専従者の氏名2	181	寡婦離婚
16	前職給与合算済み(摘要欄)	72	合計所得	126	事業専従者の生年月日2元号	182	寡婦生死不明
17	前職給与支払金額	73	雑損控除	127	事業専従者の生年月日2年	183	寡婦未帰還
18	前職社会保険料控除	74	医療費控除	128	事業専従者の生年月日2月	184	未成年者
19	提出年	75	社会保険料控除	129	事業専従者の生年月日2日	185	勤労学生控除
20	提出月	76	社会保険料控除の内小規模分	130	事業専従者の続柄2	186	勤労学生控除の学校名
21	提出日	77	小規模企業共済等掛金控除	131	事業専従者の従事月数・程度仕事の内容2	187	本人障害1
22	郵便番号	78	生命保険料控除	132	事業専従者の給与額2	188	本人障害2
23	住所	79	地震保険料控除	133	事業専従者の氏名3	189	障害者人数
24	1月1日の住所	80	寄附金控除	134	事業専従者の生年月日3元号	190	特別障害者人数
25	氏名カナ	81	寡婦、寡夫控除	135	事業専従者の生年月日3年	191	控除対象配偶者1
26	氏名	82	勤労学生、障害者控除	136	事業専従者の生年月日3月	192	控除対象配偶者2
27	性別	83	配偶者控除	137	事業専従者の生年月日3日	193	老人配偶者
28	職業	84	配偶者特別控除	138	事業専従者の続柄3	194	配偶者の氏名
29	屋号・雅号	85	扶養控除	139	事業専従者の従事月数・程度仕事の内容3	195	配偶者の生年月日元号
30	世帯主氏名	86	基礎控除	140	事業専従者の給与額3	196	配偶者の生年月日年
31	世帯主との続柄	87	小計	141	事業専従者の氏名4	197	配偶者の生年月日月
32	生年月日元号	88	控除合計	142	事業専従者の生年月日4元号	198	配偶者の生年月日日
33	生年月日元号1	89	課税される所得金額又は第三表	143	事業専従者の生年月日4年	199	特定扶養の人数
34	生年月日元号2	90	上の26に対する税額又は第三表の79	144	事業専従者の生年月日4月	200	老人扶養の人数
35	生年月日元号3	91	配当控除	145	事業専従者の生年月日4日	201	老人扶養の内同居の人数
36	生年月日元号4	92	区分名	146	事業専従者の続柄4	202	その他扶養の人数
37	生年月日年	93	区分	147	事業専従者の従事月数・程度仕事の内容4	203	扶養障害者の人数
38	生年月日月	94	区分額	148	事業専従者の給与額4	204	扶養特別障害者の人数
39	生年月日日	95	住宅借入金等特別控除	149	事業専従者の氏名5	205	扶養特別障害者の内同居の人数
40	電話番号の種類	96	政党等寄附金特別控除	150	事業専従者の生年月日5元号	206	扶養親族の氏名1
41	電話番号	97	住宅耐震改修特別控除	151	事業専従者の生年月日5年	207	続柄1
42	種類(青色)	98	差引所得税額	152	事業専従者の生年月日5月	208	生年月日1元号
43	種類(分離)	99	災害減免額、外国税額控除	153	事業専従者の生年月日5日	209	生年月日1年
44	種類(損失)	100	再差引所得税額	154	事業専従者の続柄5	210	生年月日1月
45	種類(修正)	101	定率減税額	155	事業専従者の従事月数・程度仕事の内容5	211	生年月日1日
46	特農の表示	102	源泉徴収税額	156	事業専従者の給与額5	212	控除額1
47	営業等収入	103	申告納税額	157	専従者給与額の合計額	213	扶養親族の氏名2
48	農業収入	104	予定納税額(第1期分・第2期分)	158	特例適用条文等の有無	214	続柄2
49	不動産収入	105	第3期分の税額の納める税金	159	損害の原因	215	生年月日2元号
50	利子収入	106	第3期分の税額の納める税金税額の還付される税金	160	損害年	216	生年月日2年
51	配当収入	107	配偶者の合計所得金額	161	損害月	217	生年月日2月
52	給与収入	108	専従者給与(控除)額の合計額	162	損害日	218	生年月日2日
53	雑の公的年金等収入	109	青色申告特別控除額	163	損害を受けた資産の種類など	219	控除額2
54	公的年金等収入第1号分	110	雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額	164	損害金額	220	扶養親族の氏名3
55	公的年金等収入第2号分			165	保険金などで補てんされる金額	221	続柄3
56	公的年金等収入第3号分			166	差し引損失のうち災害関連支出の金額		

【別添2】特定個人情報ファイル記録項目

【個人市民税課税支援システム 課税情報(つづき)】

222	生年月日3元号	276	特例適用条文項2	335	差引金額3	392	長期総合譲渡の第2次通算後
223	生年月日3年	277	特例適用条文項3	336	特別控除額1	393	長期総合譲渡の第3次通算後
224	生年月日3月	278	特例適用条文号1	337	特別控除額2	394	一時の通算前
225	生年月日3日	279	特例適用条文号2	338	特別控除額3	395	一時の第1次通算後
226	控除額3	280	特例適用条文号3	339	合計	396	一時の第2次通算後
227	扶養親族の氏名4	281	短期譲渡一般分収入	340	経常所得	397	一時の第3次通算後
228	続柄4	282	短期譲渡軽減分収入	341	短期分離譲渡区分等	398	長期総合譲渡・一時の損失額 又は所得金額
229	生年月日4元号	283	長期譲渡一般分収入	342	短期分離譲渡所得の生ずる場所	399	山林の第1次通算後
230	生年月日4年	284	長期譲渡特定分収入	343	短期分離譲渡収入金額	400	山林の第2次通算後
231	生年月日4月	285	長期譲渡軽減分収入	344	短期分離譲渡必要経費	401	山林の第3次通算後
232	生年月日4日	286	株式等の譲渡未公開分収入	345	短期分離譲渡差引金額	402	山林の損失額又は所得金額
233	控除額4	287	株式等の譲渡上場分収入	346	短期分離譲渡損失額又は所得金額	403	退職の第2次通算後
234	扶養親族の氏名5	288	先物取引収入	347	短期総合譲渡差引金額	404	退職の第3次通算後
235	続柄5	289	山林収入	348	短期総合譲渡特別控除額	405	損失額又は所得金額の合計額
236	生年月日5元号	290	退職収入	349	長期総合譲渡損失額又は所得金額	406	青色申告者の損失の金額
237	生年月日5年	291	短期譲渡一般分所得	350	長期分離譲渡区分等	407	居住用財産に係る通算後譲渡 損失の金額
238	生年月日5月	292	短期譲渡軽減分所得	351	長期分離譲渡所得の生ずる場所	408	変動所得の損失額
239	生年月日5日	293	長期譲渡一般分所得	352	長期分離譲渡収入金額	409	営業等・農業の被災事業用資産 の種類など
240	控除額5	294	長期譲渡特定分所得	353	長期分離譲渡必要経費	410	営業等・農業の損害の原因
241	扶養親族の氏名6	295	長期譲渡軽減分所得	354	長期分離譲渡差引金額	411	営業等・農業の損害年
242	続柄6	296	株式等の譲渡未公開分所得	355	長期分離譲渡損失額又は所得金額	412	営業等・農業の損害月
243	生年月日6元号	297	株式等の譲渡上場分所得	356	長期総合譲渡差引金額	413	営業等・農業の損害日
244	生年月日6年	298	先物取引所得	357	長期総合譲渡特別控除額	414	営業等・農業の損害金額
245	生年月日6月	299	山林所得	358	長期総合譲渡損失額又は所得金額	415	営業等・農業の保険金などで補 てんされる金額
246	生年月日6日	300	退職所得	359	一時差引金額	416	営業等・農業の差引損失額
247	控除額6	301	総合課税の合計額	360	一時特別控除額	417	不動産の被災事業用資産の種 類など
248	扶養控除額の合計	302	所得から差し引かれる金額	361	一時損失額又は所得金額	418	不動産の損害の原因
249	徴収方法	303	総合課税対応分	362	山林損失額又は所得金額	419	不動産の損害年
250	別居の氏名	304	分離短期対応分	363	退職区分等	420	不動産の損害月
251	別居の住所	305	分離長期対応分	364	退職所得の生ずる場所	421	不動産の損害日
252	所得税で控除対象配偶者・扶 養親族・事業専従者の氏名	306	分離株式対応分	365	退職収入金額	422	不動産の損害金額
253	所得税で控除対象配偶者・扶 養親族・事業専従者の住所	307	分離先物対応分	366	退職必要経費	423	不動産の保険金などで補てんさ れる金額
254	所得税で控除対象配偶者など とした専従者氏名	308	山林対応分	367	退職差引金額	424	不動産の差引損失額
255	所得税で控除対象配偶者など とした専従者控除額	309	退職対応分	368	退職損失額又は所得金額	425	山林の被災事業用資産の種 類など
256	配当に関する住民税の特例	310	総合課税対応分(税額)	369	株式等の譲渡未公開分収入金額	426	山林の損害の原因
257	非居住者の特例	311	分離短期対応分(税額)	370	株式等の譲渡未公開分損失額 又は所得金額	427	山林の損害年
258	配当割額控除額	312	分離長期対応分(税額)	371	株式等の譲渡上場分収入金額	428	山林の損害月
259	株式等譲渡所得割額控除額	313	分離株式対応分(税額)	372	株式等の譲渡上場分損失額又 は所得金額	429	山林の損害日
260	非課税所得など番号	314	分離先物対応分(税額)	373	先物取引収入金額	430	山林の損害金額
261	非課税所得など所得金額	315	山林対応分(税額)	374	先物取引損失額又は所得金額	431	山林の保険金などで補てんされ る金額
262	損益通算の特例適用前の不動産所得	316	退職対応分(税額)	375	経常所得の通算前	432	山林の差引損失額
263	不動産所得から差し引いた青 色申告特別控除額	317	対応分(税額)の合計	376	経常所得の第1次通算後	433	山林以外に所得に係る被災事 業用資産の損失額
264	事業用資産の譲渡損失など	318	株式等の繰越損失	377	経常所得の第2次通算後	434	青色の場合の山林以外の所得の 引ききれなかった損失額1
265	前年中の開(廃)業の開始・廃止	319	株式等の損失の金額	378	経常所得の第3次通算後	435	青色の場合の山林以外の所得 の損失の差し引く損失額1
266	前年中の開(廃)業の開始・廃止の月	320	先物取引の繰越損失額	379	経常所得の損失額又は所得金額	436	青色の場合の山林所得の損失の 引ききれなかった損失額1
267	前年中の開(廃)業の開始・廃止の日	321	先物取引の損失の金額	380	短期総合譲渡の通算前	437	
268	都道府県の事務所等	322	退職所得の生ずる場所	381	短期総合譲渡の第1次通算後		
269	特例適用条文法1	323	退職所得控除額	382	短期総合譲渡の第2次通算後		
270	特例適用条文法2	324	区分1	383	短期総合譲渡の第3次通算後		
271	特例適用条文法3	325	区分2	384	短期総合譲渡の損失額又は所得金額		
272	特例適用条文法1	326	区分3	385	長期分離譲渡の通算前		
273	特例適用条文法2	327	所得の生ずる場所1	386	長期分離譲渡の第1次通算後		
274	特例適用条文法3	328	所得の生ずる場所2	387	長期分離譲渡の第2次通算後		
275	特例適用条文法1	329	所得の生ずる場所3	388	長期分離譲渡の第3次通算後		
		330	必要経費1	389	長期分離譲渡の損失額又は所得金額		
		331	必要経費2	390	長期総合譲渡の通算前		
		332	必要経費3	391	長期総合譲渡の第1次通算後		
		333	差引金額1				
		334	差引金額2				

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人市民税課税支援システム 課税情報(つづき)】

438	青色の場合の山林所得の損失の差し引く損失額1	461	白色の場合の山林の引ききれなかった損失額2	484	白色の場合の山林の差し引かれる損失額3	516	住宅借入金等特別控除適用家屋居住年(1回目)
439	白色の場合の変動所得の損失の引ききれなかった損失額1	462	白色の場合の山林の差し引く損失額2	485	特定居住用財産の譲渡損失の引ききれなかった損失額3	517	住宅借入金等特別控除適用家屋居住月(1回目)
440	白色の場合の変動所得の損失差し引く損失額1	463	白色の場合の山林の差し引かれる損失額2	486	特定居住用財産の譲渡損失の差し引く損失額3	518	住宅借入金等特別控除適用家屋居住日(1回目)
441	白色の場合の山林以外の引ききれなかった損失額1	464	特定居住用財産の譲渡損失の引ききれなかった損失額2	487	特定居住用財産の譲渡損失の差し引かれる損失額3	519	住宅借入金等特別控除適用数
442	白色の場合の山林以外の差し引く損失額1	465	特定居住用財産の譲渡損失の差し引く損失額2	488	雑損失の引ききれなかった損失額3	520	住宅借入金等特別控除可能額
443	白色の場合の山林の引ききれなかった損失額1	466	特定居住用財産の譲渡損失の差し引かれる損失額2	489	雑損失の差し引く損失額3	521	住宅借入金等特別控除区分(1回目)
444	白色の場合の山林の差し引く損失額1	467	雑損失の引ききれなかった損失額2	490	雑損失の差し引かれる損失額3	522	住宅借入金等の額(1回目)
445	特定居住用財産の譲渡損失の引ききれなかった損失額1	468	雑損失の差し引く損失額2	491	株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額	523	住宅借入金等特別控除適用家屋居住年(2回目)
446	特定居住用財産の譲渡損失の差し引く損失額1	469	雑損失の差し引かれる損失額2	492	先物取引に係る所得から差し引く損失額	524	住宅借入金等特別控除適用家屋居住月(2回目)
447	雑損失の引ききれなかった損失額1	470	青色の場合の山林以外の所得の損失の引ききれなかった損失額3	493	雑損控除、医療費控除及び寄付金控除の計算で使用する所得金額の合計額	525	住宅借入金等特別控除適用家屋居住日(2回目)
448	雑損失の差し引く損失額1	471	青色の場合の山林以外の所得の損失の差し引く損失額3	494	翌年以後に繰り越される雑損失の金額	526	住宅借入金等特別控除区分(2回目)
449	青色の場合の山林以外の所得の損失の引ききれなかった損失額2	472	青色の場合の山林以外の所得の損失の差し引かれる損失額3	495	翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額	527	住宅借入金等の額(2回目)
450	青色の場合の山林以外の所得の損失の差し引く損失額2	473	青色の場合の山林所得の損失の引ききれなかった損失額3	496	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額	528	内未払給与支払額
451	青色の場合の山林以外の所得の損失の差し引かれる損失額2	474	青色の場合の山林所得の損失の差し引く損失額3	497	死亡退職	529	内未払源泉徴収税額
452	青色の場合の山林所得の損失の引ききれなかった損失額2	475	青色の場合の山林所得の損失の差し引かれる損失額3	498	災害者	530	上場株等の配当所得
453	青色の場合の山林所得の損失の差し引く損失額2	476	白色の場合の変動所得の損失の引ききれなかった損失額3	499	外国人	531	住宅借入金居住開始年月日有サイン
454	青色の場合の山林所得の損失の差し引かれる損失額2	477	白色の場合の変動所得の損失差し引く損失額3	500	就職	532	上場株式等の配当収入
455	白色の場合の変動所得の損失の引ききれなかった損失額2	478	白色の場合の変動所得の損失差し引かれる損失額3	501	退職	533	上場株式等の配当課税所得
456	白色の場合の変動所得の損失差し引く損失額2	479	白色の場合の山林以外の引ききれなかった損失額3	502	中途就・退年	534	上場株式等の配当税額
457	白色の場合の変動所得の損失差し引かれる損失額2	480	白色の場合の山林以外の差し引く損失額3	503	中途就・退月	535	上場株式等の配当の繰越損失額
458	白色の場合の山林以外の引ききれなかった損失額2	481	白色の場合の山林以外の差し引かれる損失額3	504	中途就・退日	536	上場株式等の配当所得損失額又は所得金額
459	白色の場合の山林以外の差し引く損失額2	482	白色の場合の山林の引ききれなかった損失額3	505	摘要	537	本年分の上場株式等に係る配当所得から差し引く損失額
460	白色の場合の山林以外の差し引かれる損失額2	483	白色の場合の山林の差し引く損失額3	506	支払者所在地	538	バッチ処理日時
				507	支払者名称	539	バッチ処理ID
				508	支払者電話番号	540	給報サマリーグループ番号
				509	訂正サイン	541	所得 農業 内肉用牛
				510	寄附金税額控除(都道府県、市区町村分)	542	扶養 年少
				511	寄附金税額控除(住所地の共同募金会、日赤支部分)	543	KSK 寄附金控除
				512	条例指定分(都道府県)	544	KSK 再取得住宅借入金控除額
				513	条例指定分(市区町村)	545	KSK 減失住宅借入金控除額
				514	区コード(住所区)	546	KSK 重複適用住宅借入金控除額
				515	住宅借入金等特別控除可能額	547	KSK 申告記載寄附金税額控除額
						548	KSK 住宅耐震改修特別控除
						549	KSK 住宅特定改修特別税額控除
						550	KSK 認定長期優良住宅新築等特別税額控除

【個人市民税課税支援システム 扶養情報】

1	課税年度	10	続柄3	19	専従者給与	28	処理時分秒
2	扶養者納税者コード	11	性別	20	調査表サイン	29	職員番号
3	扶配専納税者コード	12	扶養者区コード	21	否認サイン	30	端末番号
4	扶養者宛名番号	13	被扶養者区コード	22	オンライン確認サイン	31	更新番号
5	扶配専宛名番号	14	遠隔地扶養者氏名	23	通知日	32	データ区分コード
6	世帯番号	15	遠隔地扶養者住所	24	被扶養者(扶配専)資料番号	33	給報不可フラグ
7	被扶養者生年月日	16	扶養区分	25	連携時自動更新フラグ		
8	続柄1	17	障害者区分	26	更新処理ID		
9	続柄2	18	専従者区分	27	処理年月日		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【滞納整理支援情報】

1	DV	60	家屋調査番号	119	記号	178	経過一元区分
2	NTT窓口	61	家屋棟数	120	記号番号	179	経過記録
3	OCR消込日	62	家屋棟番	121	記録返戻日	180	経過記録更新時刻
4	あて先	63	家屋番号	122	起案日	181	経過記録更新日
5	カナ清音名称	64	家族状況	123	求意見日	182	経過記録作成有無
6	かな文字コード	65	家賃財産番号	124	給与財産番号	183	経過種別コード
7	カナ名称	66	課税階以外床面積	125	給与支払	184	経過詳細更新時刻
8	グループ番号	67	課税階床面積	126	給与支払額	185	経過詳細更新日
9	クレジット加盟店有無	68	課税現年	127	給与支払月日	186	経過内容コード
10	コンピュータ名	69	課税現年滞繰	128	旧納期限	187	経歴番号
11	その他債権財産番号	70	課税構造	129	許可区分	188	計画家屋課税標準額
12	その他参考事項	71	課税種類	130	許可不許可理由	189	計画課税標準額合計
13	その他調査	72	課税状況	131	供託官	190	計画共有課税標準額
14	その他納付計画	73	課税滞繰	132	供託金額	191	計画土地課税標準額
15	タイトル	74	課税地下階数	133	供託金財産番号	192	計算方法
16	データNo	75	課税地上階数	134	供託者	193	軽減税額
17	データ区分	76	課税年度	135	供託対象	194	欠損確定日
18	データ作成フラグ	77	課税標準額総所得	136	供託年月日	195	欠損事由コード
19	バーコード	78	課税標準額分離所得	137	供託番号	196	欠損種類
20	マシン種類	79	過去の取引金額	138	共益費	197	欠損税額
21	メッセージ	80	過去の取引月	139	共有者リンク番号	198	決済日
22	ラベル	81	解除区分	140	共有者支店番号	199	決裁日
23	ラベル選択	82	解除事由	141	共有者人数	200	決定減免区分
24	リンク番号	83	解除処分番号	142	共有者数	201	決定日
25	レコード番号	84	解除日	143	共有代表者リンク番号	202	月間隔
26	宛先番号	85	解除有無	144	共有代表者支店番号	203	件数
27	宛名外字有無	86	解除理由	145	協会名	204	件数超過区分
28	異動サイン	87	解除理由区分	146	勤務先	205	件名
29	異動更正事由	88	解約返済金	147	勤務先リンク番号	206	券面金額
30	異動更正日	89	回数	148	勤務先区分	207	建築区分
31	異動日	90	回答期日	149	勤務先支店番号	208	建築年次
32	一回分金額	91	回答日	150	勤務先入力区分	209	検索地域コード
33	一括送付回数	92	回答有無	151	勤務先入力連番	210	権利者番号
34	一次回答日	93	開始日	152	金融機関	211	原因
35	一次照会日	94	外国人カナ名称	153	金融機関コード	212	原因日
36	一普	95	外国人本名	154	金融機関支店名	213	原因日付
37	一覧伺い	96	外国人本名外字有無	155	金融機関名	214	原戸籍部数
38	一覧調査	97	外字印字有無	156	区コード	215	原動機型式
39	一連番号	98	該当区分	157	区分	216	原簿閲覧日
40	引渡期限日	99	該当事由	158	区分種類コード	217	減免開始日
41	延滞金	100	該当事由コード	159	郡市区名	218	減免区分
42	延滞金計算区分	101	確定延滞金	160	係コード	219	減免取消日
43	延滞金計算日	102	確定延滞金有無	161	型式	220	減免終了日
44	延滞金計算有無	103	学区コード	162	契約会社支住所	221	減免税額
45	延滞金減免番号	104	完納フラグ	163	契約会社支店名	222	減免判定
46	延滞金減免有無	105	完納日	164	契約開始日	223	減免番号
47	延滞金文言	106	換価額	165	契約期間開始日	224	現況地積
48	延滞金有無	107	換価区分	166	契約期間終了日	225	現況地目
49	延長処分番号	108	換価日	167	契約更新開始日	226	現在残高額
50	加算開始年	109	漢字宛名	168	契約更新終了日	227	現年調定額
51	加算額	110	漢字名称	169	契約更新日	228	個人法人区分
52	加算月	111	管理番号	170	契約者	229	個別区分
53	加入権財産番号	112	関連者リンク番号	171	契約者有無	230	個別伺い
54	加入権種類	113	関連者支店番号	172	契約終了日	231	個別調査
55	加盟店所在地	114	関連種類コード	173	契約書有無	232	固定資産税課税標準額
56	加盟店番号	115	関連重さコード	174	契約状況	233	固定資産税額
57	家屋子々番	116	基準日	175	契約内容	234	戸籍部数
58	家屋子番	117	期別	176	契約日	235	交付期日
59	家屋枝番	118	期限日	177	契約年月日	236	交付時刻

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【滞納整理支援情報(つづき)】

237	交付場所	296	市内外区分	355	執行日	414	出資金財産番号
238	公私扶助	297	市民税均等割	356	執停グループ番号	415	出資金保証金額
239	公示送達有無	298	市民税所得割	357	執停時効完成日	416	出資金保証金有無
240	公示名	299	指示順序	358	執停時効起算日	417	出資納付年月日
241	公的年金	300	指定番号	359	社会保険料	418	処分コード
242	口座契約日	301	支店	360	車種	419	処分財産番号
243	口座振替有無	302	支店コード	361	車種区分	420	処分種類
244	口座番号	303	支店番号	362	車体番号	421	処分種類区分
245	口座満期日	304	支店名	363	車名	422	処分日
246	口座名義人	305	支払期日	364	車名コード	423	処分番号
247	口座名義人カナ	306	支払最終年月	365	車名番号	424	処分約束有無
248	口数	307	支払場所	366	車両番号	425	処理区分
249	控除額合計	308	支払人	367	借入金額	426	処理処分枝番
250	更新時刻	309	支払先	368	借入金額内訳	427	処理処分年度
251	更新日	310	支払方法	369	借入金額有無	428	処理処分番号
252	更正事由	311	枝冊番	370	主従区分	429	処理日
253	更正年月日	312	枝番	371	取扱金融機関	430	所在状況
254	行政区コード	313	死亡日	372	取引額	431	所在地
255	号枝番	314	死亡保険金額	373	取引状況有無	432	所在地コード
256	国籍コード	315	死亡保険金受取人有無	374	取引有無	433	所在地号
257	根拠規定	316	氏名選択サイン	375	取消区分	434	所在地子々番
258	根拠法令	317	資産家屋課税標準額	376	取消有無	435	所在地子番
259	根拠法令コード	318	資産課税標準額合計	377	取消理由	436	所在地枝
260	差押解除日	319	資産共有課税標準額	378	取立費用	437	所在地番
261	差押効果	320	資産償却課税標準額	379	種別	438	所得額合計
262	差押日	321	資産土地課税標準額	380	種目	439	所得額合計総所得
263	差押不可等分	322	資本金	381	種類コード	440	所得控除コード
264	債権額	323	事業種目	382	受託日	441	所得控除金額
265	債権者住所	324	事業年度至	383	受入金額	442	所得種類
266	債権者番号	325	事業年度自	384	受付日	443	所得税額
267	債権者名称	326	事件コード	385	受付番号	444	所得税計算額
268	債権者郵便番号	327	事件管理番号	386	受付番号区分	445	所得税支払額
269	債権調査	328	事件番号	387	受理日	446	所有者名
270	債権内容	329	事件番号区分	388	収入状況	447	除籍部数
271	催告延長期限日	330	事件番号年	389	収納延滞金	448	除票日
272	催告停止有無	331	事件番号年度	390	収納額	449	除票理由
273	再付番号	332	事件名	391	収納額内数	450	償却随時期
274	最終回印字区分	333	事由コード	392	収納機関コード	451	償却第期
275	最終取引日	334	事由発生日	393	収納整理番号	452	償却年税額
276	最終収納日	335	持分率分子	394	収納日	453	小規模住宅用地該非
277	最終入金額	336	持分率分母	395	収納方法コード	454	承継リンク番号
278	最終入金日	337	時効完成日	396	就職年月日	455	承継支店番号
279	最終領収日	338	時効起算日	397	修正延滞金	456	承継種類
280	最新の異動事由	339	次回賞与予定金額	398	修正調定額	457	承継税額
281	最新の異動日	340	次回賞与予定日	399	修正調定額内数	458	承継番号
82	財産種類	341	次順位住所	400	終了日	459	消込区分
283	財産調査状況	342	次順位方書	401	住基登録有無	460	消込済フラグ
284	財産内容	343	次順位名称	402	住所	461	消込状態区分
285	財産番号	344	自治省コード	403	住所印字	462	消込年月日
286	財産表示	345	自動車財産番号	404	住所外字有無	463	照会ボタンコード
287	作成年月日	346	執行機関	405	住所種類区分	464	照会時刻
288	残高	347	執行機関コード	406	住所登録	465	照会種類
289	残余金	348	執行機関名	407	住所分類	466	照会先自治体
290	残余金計算値	349	執行実行	408	住民でなくなった事由	467	照会先番号
291	残余金交付	350	執行停止解除理由	409	住民でなくなった日	468	照会先名称
292	使用本拠地	351	執行停止解除理由コード	410	住民区分	469	照会調査番号
293	子々番	352	執行停止番号	411	住民税額	470	照会日
294	子番	353	執行停止要件	412	重点整理	471	照会有無
295	市税滞納状況	354	執行停止理由	413	重要表示	472	証券種類コード

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【滞納整理支援情報(つづき)】

473	証券番号	532	前年調定額	591	貸金庫契約有無	650	転出先除票日
474	証書番号	533	措置	592	貸付金額	651	転出先除票理由
475	証明書発行日	534	措置内容コード	593	貸付残高	652	転出先方書
476	証明停止サイン	535	措置日	594	貸付有無	653	点字
477	詳細区分	536	措置入力区分	595	退職年月日	654	電話調査
478	詳細区分種類	537	検索開始時刻	596	代位者原因	655	電話番号
479	詳細有無	538	検索終了時刻	597	代位者日付	656	登記階以外床面積
480	賞与年月日	539	検索場所	598	代位者名称	657	登記階床面積
481	賞与予定金額	540	検索日	599	代表者外字有無	658	登記義務者住所
482	場所コード	541	操作者コード	600	代表者名	659	登記義務者代表者
483	条項区分	542	操作者区コード	601	第三債務者コード	660	登記義務者名
484	嘱託先	543	操作者名	602	第三債務者区分	661	登記権利者住所
485	嘱託日	544	相続開始日	603	第三債務者住所	662	登記権利者代表者
486	職業コード	545	相続人	604	第三債務者名称	663	登記権利者名
487	職種	546	相続人住所	605	第三債務者郵便番号	664	登記構造
488	信用金庫持分金額	547	相続人電話番号	606	担当割地区コード	665	登記種類
489	信用金庫等有無	548	相続人方書	607	担当者コード	666	登記地下階数
490	振出人氏名	549	相続人名称	608	担当者変更事由	667	登記地上階数
491	振出人住所	550	相続人郵便番号	609	担当者名	668	登記地積
492	振出年月日	551	相続分子	610	担保解除有無	669	登記地目
493	新納期限	552	相続分母	611	担保区分	670	登記番号
494	申告期限	553	相当年度	612	担保種類	671	登録事由
495	申告区分	554	続柄	613	担保設定の種類	672	登録日
496	申告年月日	555	続柄コード	614	担保設定有無	673	登録年月日
497	申請減免区分	556	損害保険金額	615	担保徴収無し理由	674	登録番号
498	申請日	557	損害保険金受取人有無	616	担保提供	675	都市計画税課税標準額
499	随時期	558	他機関コード	617	担保提供コード	676	都市計画税額
500	世帯人数	559	他区課税有無	618	担保物件	677	土地筆数
501	世帯番号	560	他特	619	端数区分	678	棟番号
502	性別コード	561	対応コード	620	端数単位	679	当初貸付金額
503	整理方針	562	対象課税年度始	621	地図巻コード	680	動産財産番号
504	生活状況	563	対象課税年度終	622	地図区分	681	特記事項
505	生活保護	564	対象期数	623	地図年度	682	特徴・普徴コード
506	生年月日	565	対象区分	624	地図番号	683	特徴義務者リンク番号
507	生命保険会社名	566	対象構造	625	地図頁	684	特徴義務者支店番号
508	生命保険控除有無	567	対象種類	626	地番	685	特徴税額
509	誓約日	568	対象処分財産番号	627	抽出連番	686	特徴担当課
510	請求通数	569	対象処分番号	628	注意事項コード	687	特徴担当課電話番号
511	青色申告区分	570	対象所在地	629	丁目字名	688	特徴調定
512	税額	571	対象税額	630	帳票記録有無	689	特定支出
513	税目	572	対象年	631	帳票種類	690	特普区分
514	税理士外字有無	573	対象年度	632	帳票種類コード	691	特別月加算区分
515	税理士電話番号	574	対象部屋番号	633	町コード	692	督促状
516	税理士名	575	対象面積少数	634	町村大字名	693	督促停止有無
517	責任限度	576	対象面積整数	635	調査日	694	督促有無
518	接触有無	577	滞納引抜日	636	調定額	695	内入区分
519	設置場所	578	滞納確定延滞金	637	調定額内数	696	二次回答日
520	設定日	579	滞納金額	638	直接催告日	697	二次照会日
521	設立日	580	滞納区分コード	639	賃借人住所	698	日前約束日
522	占有者関係	581	滞納繰越額	640	賃借人名称	699	日前履行有無
523	占有者住所	582	滞納現年	641	賃料	700	日付
524	占有者名	583	滞納現年滞繰	642	通知書番号	701	入金延滞金
525	前回接触日	584	滞納事由コード	643	停止事由コード	702	入金額
526	前基準日	585	滞納者名	644	程度	703	入金均等割額
527	前期限日	586	滞納状況	645	締切日	704	入金合計
528	前設定日	587	滞納滞繰	646	店舗名	705	入金税額
529	前滞納区分コード	588	滞納段階	647	添付書類	706	入金日
530	前入力区分	589	滞納発送日	648	転出先住基有無	707	入金予定
531	前年所得額	590	貸金庫契約日	649	転出先住所	708	入力コード

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【滞納整理支援情報(つづき)】

709	入力リンク番号	766	売掛金種類	823	変更後事項種類	880	未納合計
710	入力区分	767	売却区分	824	変更後納期限	881	無体財産内容
711	入力支店番号	768	売却決定時刻	825	変更時刻	882	無体財産番号
712	入力日付	769	売却決定日	826	返還規約	883	名寄番号
713	入力連番	770	函番号	827	返済予定日	884	名義変更の有無
714	年金記号番号	771	発行回数	828	返戻日	885	名義変更有無
715	年金調定	772	発行日	829	返戻保険金	886	名称
716	年金特徴税月割額	773	発送種類コード	830	返戻有無	887	名称外字有無
717	年式	774	発送内容コード	831	返戻理由コード	888	明細番号
718	年税額	775	発送日	832	保管命令日	889	免許番号
719	年度	776	発送予定日	833	保険会社	890	面談者コード
720	年度末調整区分	777	反対債権額	834	保険共済コード	891	約束管理
721	納管人リンク番号	778	搬出日	835	保険共済証番号	892	約束区分
722	納管人支店番号	779	番号	836	保険金	893	約束更新時刻
723	納管人種別	780	番地番	837	保険金額	894	約束更新日
724	納管送付区分	781	被代位者氏名	838	保険金受取人	895	約束時刻
725	納期限	782	被代位者住所	839	保険財産番号	896	約束種別コード
726	納期未到来分有無	783	被代位者代表者	840	保険種類	897	約束日
727	納税者コード	784	被保険者有無	841	保険料	898	約束有無
728	納税通知	785	非課税特例区分	842	保護預り契約内容	899	約束履行有無
729	納組コード	786	非表示区分	843	保護預り契約有無	900	猶予開始日
730	納付延滞金	787	備考	844	保証金差入日	901	猶予事由コード
731	納付回数	788	備考コード	845	保証金分担金額	902	猶予種類コード
732	納付期限時刻	789	備考内容	846	保証人リンク番号	903	猶予終了日
733	納付期限日	790	標識	847	保証人支店番号	904	猶予処分番号
734	納付合計	791	表示	848	保証人住所	905	郵便番号
735	納付種類コード	792	評価額	849	保証人電話番号	906	預金財産番号
736	納付受託番号	793	不承認有無	850	保証人方書	907	預金種別コード
737	納付書公示送達	794	不承認理由	851	保証人名称	908	預金種類
738	納付書番号	795	不動産財産番号	852	保証人郵便番号	909	用途
739	納付場所	796	不動産調査	853	方書	910	要出張有無
740	納付税額	797	普徴月	854	方書外字有無	911	履行期限
741	納付税額内数	798	普徴随時フラグ	855	法人担当課	912	履行期限コード
742	納付責任額	799	普徴税額	856	法人担当課電話番号	913	履行期限区分
743	納付日	800	普徴調定	857	法人登記有無	914	履行期限内容
744	納付約束時刻	801	附票部数	858	法人番号	915	履行期限日
745	納付約束日	802	副次番号	859	法定納期限等	916	履行有無
746	破産管財人コード	803	復命書作成フラグ	860	法務局コード	917	履歴データNo
747	破産管財人住所	804	物件番号	861	法務局名	918	履歴番号
748	破産管財人名称	805	分担金納付年月日	862	訪問コード	919	履歴連番
749	破産管財人郵便番号	806	分納回数	863	訪問結果コード	920	理由コード
750	破産手続開始日	807	分納開始年月	864	訪問順序	921	理由内容
751	廃止日	808	分納集金人コード	865	訪問担当者	922	理由名称
752	廃車事由	809	分納順序	866	訪問連番	923	立会人関係
753	廃車年月日	810	分納対応	867	本冊番	924	立会人住所
754	排気量	811	分納対象	868	本人以外の契約者	925	立会人名
755	排気量単位	812	分納入回数	869	本人以外の死亡保険金受取人	926	領収日
756	配当額	813	分納入金額	870	本人以外の損害保険金受取人	927	累計延滞金
757	配当見込	814	分納有無	871	本人以外の被保険者	928	累計収納額
758	配当時刻	815	分筆区分	872	本人以外の満期保険金受取人	929	累計収納額内数
759	配当順位	816	分類番号	873	本日入金額	930	累計納付額
760	配当日	817	文書催告日	874	毎月返済額	931	連絡先コード
761	配当番号	818	文書番号	875	抹消受付番号	932	連絡先電話
762	買受人住所	819	文書番号枝番	876	抹消日付	933	連絡先名
763	買受人方書	820	文書番号親番	877	満期日	934	個人番号
764	買受人名称	821	文書名	878	満期保険金額	935	法人番号
765	売掛金財産番号	822	変更後事項	879	満期保険金受取人有無		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【固定資産税総合事務システム 償却基幹連携情報】

1 納税者コード	3 業種	5 納税者ID	7 更新課
2 物件地コード	4 市評価サイン	6 更新区	8 更新日

【固定資産税総合事務システム 過年度調定マスタ】

1 物件区	4 調定年度	7 異動年次	10 チェックコード
2 年度相当	5 調定月	8 異動サイン	
3 納税者コード	6 税額	9 エラーサイン	

【固定資産税総合事務システム 町名マスタ】

1 区・学区・町コード	2 町名		
-------------	------	--	--

【固定資産税総合事務システム 償却資産明細マスタ】

1 年度相当	8 資産名称	15 前年度評価額	22 決定価格
2 納税者コード	9 数量	16 特例等コード	23 当年度課税標準額
3 物件地コード	10 評価区分	17 分子	24 増加事由
4 資産種類コード	11 取得価格	18 分母	25 減少事由
5 取得年月	12 耐用年数	19 評価額補正率	26 処理年月
6 資産コード	13 減価残存率	20 当年度評価額	27 前年度理論帳簿価格
7 業種コード	14 増加償却減価残存率	21 理論帳簿価格	28 市評価サイン

【固定資産税総合事務システム 償却資産申告書マスタ】

1 物件コード	4 業種コード	6 処理年月日	9 免税点判定区
2 納税者コード	5 資産種類別価格(前年取得価格, 前年中減少分取得価格, 前年中取得分取得価格, 理論帳簿価格, 評価額)	7 免税点判定サイン	
3 C/H		8 市評価サイン	

【固定資産税総合事務システム 償却資産課税マスタ1】

1 年度相当	5 免税点サイン	9 資産種類別価格等(取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額)	10 合計(取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額)
2 納税者コード	6 評価補正サイン		
3 物件地コード業種	7 市評価サイン		
4 入力区分	8 異動年次		

【固定資産税総合事務システム 償却資産課税マスタ2】

1 物件地コード	5 免税点サイン	9 異動年次資産種類別価格等(取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額)	10 資産種類別価格等
2 納税者コード	6 評価補正サイン		11 免税点判定区
3 業種	7 市評価サイン		
4 入力区分	8 年度相当		

【固定資産税総合事務システム 償却賦課マスタ】

1 年度相当	11 異動年次	15 税額3(期割税額)(期割税額(第1期税額, 第2期税額, 第3期税額, 第4期税額), 随時分, 更正随時分, 両年度期間過年度税額, 過年度調定額合計)	18 手計算(手計算減免コード(減免コード1, 減免コード2, 減免コード3), 手計算減免相当税額1, 手計算減免相当税額2, 手計算減免相当税額3)
2 納税者コード	12 課税標準額1(土地(宅地並)課税標準額, 共有土地課税標準額, 家屋課税標準額)		
3 物件区	13 税額1(一般分税額, 共有分税額, 徴収猶予分税額, 免除分税額, 生産緑地減額分税額)	16 データ2(手計算サイン1, 手計算サイン2, 機械計算年税額)	19 データ3(機械計算減免相当税額)
4 減免サイン			20 データ4(エラーサインテーブル)
5 猶予サイン	14 税額2(年税額(宅並)(固定資産税, 都市計画税, 合計))	17 課税標準額2(免税点以下土地課税(宅地並), 免税点以下課家屋課税, 特例相当課税)	21 データ5(法律上土地都計課税, 法律上共有都計課税, 都計一般減額税額, 都計共有減額税額)
6 土地有無			
7 家屋有無			
8 総括S			
9 減免取り消しS			
10 異動サイン			

【固定資産税総合事務システム 土地マスタ】

1 物件地コード	10 所有権移転サイン	19 仮換地サイン	26 評価地積
2 年度相当	11 事変記号(事変記号1, 事変記号2)	20 換地処分日	27 登記地積
3 納税者コード	12 前地記号	21 敷地権サイン	28 地積相違理由
4 実地番	13 異動年次	22 画地計算サイン	29 減免等事項
5 実地番連絡サイン	14 地目C/H	23 取得年次	30 住宅用地事項
6 代表地番	15 評価地目	24 調整サイン	31 小規模住宅用地事項
7 類似土地	16 登記地目	25 市街化区域農地事項(農地区分, 適用年度, 生産緑地サイン, 宅地化農地サイン, 38年度価格)	32 標準地No.
8 登記名義人	17 用途地区		33 正面路線
9 異動サイン	18 宗教法人サイン		34 側方1路線

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【固定資産税総合事務システム 土地マスタ(つづき)】

35 側方2路線	60 準角地サイン(側方2)	85 合地地積S	117 特例前課税標準額(固定資産税, 都市計画税(宅地並))
36 裏路線	61 裏路線地目	86 市街化調区内補正	118 エラー
37 基本比準地	62 奥行距離	87 負担水準(固定)	119 C/C
38 標準地No.2	63 間口距離	88 負担水準(非住宅農並)	120 名義補記サイン
39 比準地番号2	64 都計外雑種地サイン	89 負担水準(都計)	121 コントロールホール
40 砂防指定地サイン	65 単独利用困難サイン	90 負担水準(都計非住宅農並)	122 固定軽減後限度額
41 現基準年度評点	66 不整形地率	91 単位当評点	123 都計軽減後限度額
42 補正割合	67 不整形地サイン	92 63年度評価額	124 小規模到達S固定
43 接地割合	68 無道路地補正	93 03年度評価額	125 住宅到達S固定
44 造成費記号	69 宅地外補正	94 06年度評価額	126 非住宅到達S固定
45 比準条件①	70 既存宅地等	95 09年度評価額 ~ 25年度評価額	127 小規模到達S都計
46 比準条件②	71 景観減価区分		128 住宅到達S都計
47 比準条件③	72 リスク		129 非住宅到達S都計
48 補正率④	73 宅化規制		130 当初差替時異動サイン
49 補正率⑤	74 造成費		131 価格下落率
50 砂防地⑥	75 その他補正		132 単位当価格
51 限定宅地等	76 その他正面		133 路線価下落サイン
52 第2比準地	77 その他側方1		
53 第3比準地	78 その他側方2		
54 第4比準地	79 その他裏		
55 第5(宅地)比準地	80 その他全体	111	
56 宅地比準路線	81 建築規制補正	112 前年度評価額	
57 画地計算標準地No.	82 都市計画予定	113 現年度評価額	
58 画地計算路線価No.	83 規模	114 前基準第3年度課税標準額	
59 準角地サイン(側方1)	84 合地地積	115 前年度課税標準額	
		116 当年度課税標準額	

【固定資産税総合事務システム 土地按分マスタ】

1 物件地コード	13 評価地目	25 異動年次	36 年度相当
2 地番	14 登記地目	26 実地番	37 負担水準固定
3 納税者コード	15 実地番連絡サイン	27 評価額	38 負担水準都計
4 共有個人区分	16 地目C/H	28 非住宅用地課税標準額	39 価格下落率
5 家屋物件地コード	17 区分	29 取得情報	40 減額用都市計画税(宅地並)
6 家番	18 生産緑地サイン	30 小規模住宅用地率	41 非住宅用地課税標準額都計
7 底地納税者コード	19 調整サイン	31 固定課税標準額(宅, 農)	42 課税後課税標準額路線価下落サイン
8 底地サイン	20 免税点サイン	32 都計課税標準額(宅, 農)	43 用途地区
9 持ち分	21 記号	33 特例前課税標準額(固定資産税(宅地並), 都市計画税(宅地並))	
10 異動サイン	22 評価地積	34 登記地積	
11 事変サイン	23 住宅用地率	35 相違理由	
12 画地計算サイン	24 減免事項		

【固定資産税総合事務システム 共有分割マスタ】

1 家屋物件地コード	7 異動サイン	13 底地納税者コード	19 補正割合④
2 家屋番号	8 明細	14 持ち分	20 減免事項
3 土地物件地コード	9 家屋なしサイン	15 家屋敷地権サイン	21 敷地権サイン
4 納税者コード	10 所在地コード	16 補正割合①	22 エラーサイン
5 共有者個人区分	11 所在地番	17 補正割合②	23 年度相当
6 チェックコード	12 筆数	18 補正割合③	

【固定資産税総合事務システム 路線マスタ】

1 区	5 用途地区	9 路線価修正率第3年度	13 路線位置座標
2 標準地No.	6 路線価	10 異動サイン	14 状況類似地域番号
3 路線No.	7 路線価修正率第1年度	11 エラーサイン	
4 非道路サイン	8 路線価修正率第2年度	12 地図番号	

【固定資産税総合事務システム 家屋マスタ】

1 物件地コード	5 実家屋番号	9 建物番号	13 敷地権サイン
2 家屋番号	6 実家屋番号連絡サイン	10 戸番	14 構異動サイン
3 納税者コード	7 登記名義人	11 登記床面積	15 構事変サイン
4 所在地	8 登記名義人補記サイン	12 床面積相違理由	16 構異動のみの連絡年月

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【固定資産税総合事務システム 家屋マスタ(つづき)】

17	構に対する異動年月	27	需給補正率	37	構造	47	特例後課税標準額
18	市評価サイン	28	免税点サイン	38	建築年	48	新築減免終了サイン
19	チェックコード	29	比準評価サイン	39	実建築年	49	エラーサイン
20	棟No.	30	評価区分	40	評価床面積	50	前回構異動のみの異動年月
21	棟異動サイン	31	木・非木サイン	41	単位当評点数	51	前回異動年月
22	事変サイン	32	分離課税サイン	42	損耗補正率	52	機械作成構異動データサイン
23	異動年月	33	宗教法人サイン	43	減免等事項	53	年度相当
24	調整サイン	34	住宅戸数	44	前基準年度決定価格		
25	化プ	35	種類	45	現基準年度評価額		
26	所在地サイン	36	種類詳細	46	決定価格		

【固定資産税総合事務システム 賦課マスタ】

1	物件区	12	年度相当	17	税額3(期割税額)(期割税額(第1期税額, 第2期税額, 第3期税額, 第4期税額), 随時分, 更正随時分, 両年度期間過年度税額(4月調定分税額, 5月調定分税額), 過年度調定額合計)	20	手計算(手計算減免コード(減免コード1, 減免コード2, 減免コード3), 手計算減免相当税額1, 手計算減免相当税額2, 手計算減免相当税額3)
2	納税者コード	13	異動サイン	18	データ2(手計算サイン1, 手計算サイン2, 機械計算年税額)	21	データ3(機械計算減免相当税額)
3	氏名コード	14	課税標準額1(土地課税標準額, 共有土地課税標準額, 家屋課税標準額)	19	課税標準額2(免税点以下土地課税(宅並)(固定資産税課税, 都市計画税課税), 免税点以下家屋課税(固定資産税課税, 都市計画税課税), 特例相当課税(固定土地課税, 固定家屋課税, 都計土地課税, 都計家屋課税))	22	データ4(エラーサイン)
4	チェックコード			15	税額1(一般分税額, 共有分税額, 徴収猶予税額免除分税額, 生産緑地減額分税額)	23	データ5(法律上土地都計課税, 法律上共有都計課税, 法律上共有都計, 都計一般減額税額, 都計共有減額税額)
5	減免サイン	16	税額2(年税額(宅地並)(固定資産税, 都市計画税, 合計))				
6	猶予サイン						
7	土地有無						
8	家屋有無						
9	総括S						
10	減免取り消しS						
11	異動年次						

【固定資産税総合事務システム 分割対象路線使用土地データ】

1	物件地コード	4	側方2路線	7	代表地番チェック		
2	正面路線	5	裏路線	8	評価地目		
3	側方1路線	6	複合鉄軌路線	9	異動路線マッチサイン		

【固定資産税総合事務システム 登記済通知書データ】

1	所在	6	建物表示履歴	11	変更・更正前(住所, 氏名, 持分)	16	更正後の登記の目的
2	土地表示履歴	7	一棟表示履歴	12	変更・更正後(住所, 氏名, 持分)	17	更正後の原因
3	一棟の建物番号	8	附属建物の表示	13	所有者(住所, 氏名, 持分)	18	更正後の日付
4	家屋番号	9	敷地権の表示	14	権利者(住所, 氏名, 持分)	19	原因
5	専有の建物番号	10	所有者	15	義務者(住所, 氏名, 持分)	20	備考

【固定資産税総合事務システム 地番図データ】

1	区・学区・町コード	3	地目	5	納税者コード		
2	地番	4	地積	6	地番ごとの座標情報		

【固定資産税総合事務システム 標準宅地データ】

1	鑑定評価額						
---	-------	--	--	--	--	--	--

【固定資産税総合事務システム 路線価価格形成要因データ】

1	道路幅員等の街路条件	2	最寄り駅からの距離等の交通・接近条件	3	都市ガスの有無等の環境条件	4	基準容積等の行政的条件
---	------------	---	--------------------	---	---------------	---	-------------

【固定資産税総合事務システム 航空写真画像データ】

1	航空写真画像情報データ						
---	-------------	--	--	--	--	--	--

【固定資産税総合事務システム 家屋所在図データ】

1	元学区名	5	道路形状	9	戸番	13	家屋番号
2	元学区界	6	筆界	10	非課税	14	家屋番号ごとの座標情報
3	町名	7	地番	11	未特定		
4	町界	8	家屋外形	12	主要目標物名称(官公庁, 学校等)		

【固定資産税総合事務システム 建築確認データ】

1	区・学区・町コード	4	完了検査	7	道路幅員	10	容積率
2	家屋番号	5	地名地番	8	道路接道長さ	11	建ぺい率
3	確認審査	6	住居表示	9	敷地面積	12	用途

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【固定資産税総合事務システム 建築確認データ(つづき)】

13 工事区分	18 地下階数	23 代理者	27 設計事務(名称, 資格識別, 登録機関, 登録番号, 電話番号)
14 床面積	19 構造種別	24 連絡者	
15 建築物数	20 工事着工予定日	25 代理事務者	28 施工者
16 建築高さ	21 工事完了予定日	26 設計者(資格識別, 登録機関, 登録番号)	29 施工会社(許可機関, 許可番号, 名称, 住所, 電話番号)
17 地上階数	22 建築主(氏名, 所在地, 電話番号)		

【固定資産税総合事務システム 航空写真異動判読データ】

1 異動位置データ(地図座標)	2 異動種別	3 航空写真画像情報データ	4 地図情報データ
-----------------	--------	---------------	-----------

【固定資産税総合事務システム 家屋評点調査票データ】

1 整理番号	11 棟番号	21 住戸数	31 標準評点数
2 作成年月日	12 戸番	22 床面積(各階及び計)	32 平均標準評点数
3 所在地	13 種類	23 建床面積/延床面積	33 補正項目
4 区・学区・町コード	14 構造	24 1㎡当たりの再建築費評点数	34 補正係数
5 家屋番号	15 工法	25 類似家屋の学区・町コード	35 施工割合
6 所有者氏名	16 屋根	26 類似家屋の家屋番号	36 各部分別評点数
7 所有者住所	17 階数	27 参考建築費	37 小計
8 納税者コード	18 塔屋	28 部分別区分	38 合計
9 調査日	19 吹放	29 評点項目	
10 担当者	20 建築年	30 標準量	

【固定資産税総合事務システム 各種アプリケーション対応する電子ファイル化(jpeg, tiff, word, excel, cad, pdf, docuworks等)された課税参考資料】

1 評価額・課税標準額を算定するための補助資料	3 評価用図面(見取図, 丈量票, 竣工図, 土地現況図面・測量図, 地図等)
2 登記図面	

※評価額・課税標準額を算定するための参考資料とした, 旧家屋(補充)課税台帳, 家屋非課税台帳, 家屋閉鎖(除却)台帳, 旧土地沿革調査台帳, 旧土地(補充)課税台帳, 家屋調査票, 家屋評価評点票を含む。帳, 土地非課税台帳, 土地閉鎖(除却)台帳, 戸番図, 旧地

【固定資産税総合事務システム 京都市・法務局間における評価額証明情報】

1 基準年度	5 地番/家屋番号	9 経過年	13 評価額
2 提供年月日	6 地目/種類	10 台帳地積/登記床面積	
3 物件種別	7 構造	11 課税地積/延床面積	
4 所在名	8 建築年	12 所有者	

【固定資産税総合事務システム 電子化ファイル情報】

※過去の課税資料として, 以下の資料について全件を順次電子化し, 本システムに収録する。

1 旧家屋(補充)課税台帳	4 旧土地沿革調査台帳	7 土地閉鎖(除却)台帳	10 家屋調査票
2 家屋非課税台帳	5 旧土地(補充)課税台帳	8 戸番図	11 家屋評価評点票
3 家屋閉鎖(除却)台帳	6 土地非課税台帳	9 旧地籍図	

【固定資産税総合事務システム 手書き土地評価証明書作成履歴データ】

1 年度相当	5 物件の所在及び地番	9 評価額	13 物件住所コード
2 賦課期日	6 評価地目	10 備考	
3 所有者氏名(名称)	7 登記地積	11 発行年月日	
4 持分	8 評価地積	12 管轄名称	

【固定資産税総合事務システム 手書き土地公課証明書作成履歴データ】

1 年度相当	5 物件の所在及び地番	9 都市計画税課税標準額	13 税相当額
2 賦課期日	6 評価地目	10 固定資産税課税標準額	14 発行年月日
3 所有者氏名(名称)	7 登記地積	11 評価額	15 管轄名称
4 持分	8 評価地積	12 備考	16 物件住所コード

【固定資産税総合事務システム 手書き家屋評価証明書作成履歴データ】

1 年度相当	4 持分	7 評価床面積	10 発行年月日
2 賦課期日	5 物件所在地	8 価格	11 管轄名称
3 所有者氏名(名称)	6 家屋番号	9 備考	12 物件住所コード

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【固定資産税総合事務システム 手書き家屋公課証明書作成履歴データ】

1 年度相当	5 物件所在地	9 固定資産税課税標準額	13 発行年月日
2 賦課期日	6 家屋番号	10 価格	14 管轄名称
3 所有者氏名(名称)	7 評価床面積	11 備考	15 物件住所コード
4 持分	8 都市計画税課税標準額	12 税相当額	

【固定資産税総合事務システム 手書き共有土地持分明細書作成履歴データ】

1 所在地	3 区分所有家屋に係る共有土地の持分	5 区分所有家屋に係る共有土地を共有する場合の共有者内の持分	7 発行年月日
2 区分所有家屋の所在及び家屋番号	4 所有者の氏名又は名称	6 備考	

【固定資産税総合事務システム 手書き家屋明細書作成履歴データ】

1 物件所在地	4 種類	7 階数	10 合計床面積
2 家屋番号	5 主体	8 1階床面積	11 その他
3 棟No.	6 屋根	9 1階以外床面積	12 発行年月日

【固定資産税総合事務システム 手書き共有者氏名表作成履歴データ】

1 住所又は所在地	3 持分	5 発行年月日	
2 氏名又は名称	4 備考		

【固定資産税総合事務システム 手書き償却資産課税台帳登録事項証明書作成履歴データ】

1 所有者住所(所在地)	7 車両及び運搬具の価格	13 船舶の課税標準額	19 年度相当
2 所有者氏名(名称)	8 工具機器及び備品の価格	14 航空機の課税標準額	20 備考
3 構築物の価格	9 調整額の価格	15 車両及び運搬具の課税標準額	21 発行年月日
4 機械及び装置の価格	10 合計の価格	16 工具器具及び備品の課税標準額	22 管轄名称
5 船舶の価格	11 構築物の課税標準額	17 調整額の課税標準額	
6 航空機の価格	12 機械及び装置の課税標準額	18 合計の課税標準額	

【固定資産税総合事務システム 手書き納税証明書作成履歴データ】

1 納税義務者の住所(所在地)	4 税目	7 未納額	10 管轄名称
2 納税義務者の氏名(名称)	5 納付(納入)すべき額	8 その他の事項	
3 年度相当	6 納付(納入)済額	9 発行年月日	

【固定資産税総合事務システム 手書き固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書作成履歴データ】

1 送付区分	9 第2期分税額	17 物件住所コード	21 物件相当税額
2 送付先氏名(名称)	10 第3期分税額	18 固定資産税(前年度分の課税標準額, 当該年度価格, 負担水準)	22 収納機関
3 送付先住所(所在地)	11 第4期分税額		23 記号
4 納税者氏名(名称)	12 固定資産税	19 都市計画税(前年度分の課税標準額, 当該年度価格, 負担水準)	24 口座番号等
5 納税者住所(所在地)	13 都市計画税		25 種別
6 納税者コード	14 年税額合計	20 軽減税額	26 振替方法
7 共有者氏名(名称)	15 課税管轄名称		27 口座名義人
8 第1期分税額	16 物件所在地・地番		28 収納機関名称

【固定資産税総合事務システム 手書き固定資産税・都市計画税(土地・家屋)税額変更通知書作成履歴データ】

1 発付年月日	10 変更理由	18 固定資産税(土地(課税標準額), 家屋(課税標準額), 合計(課税標準額))	23 減額減免免除分都市計画税
2 年度相当	11 管轄名称		24 徴収猶予分固定資産税
3 送付区分	12 随時納期限	19 都市計画税(土地(課税標準額), 家屋(課税標準額), 合計(課税標準額))	25 徴収猶予分都市計画税
4 送付先氏名(名称)	13 第2期納期限		26 固定資産税(年税額, 随時分, 第1期分, 第2期分, 第3期分, 第4期分, 3月更正随時分, 過年度随時分)
5 送付先住所(所在地)	14 第3期納期限	20 算出固定資産税	27 都市計画税(年税額, 随時分, 第1期分, 第2期分, 第3期分, 第4期分, 3月更正随時分, 過年度随時分)
6 納税者氏名(名称)	15 第4期納期限		
7 納税者住所(所在地)	16 3月更正随時分	22 減額減免免除分固定資産税	
8 納税者コード	17 過年度随時分		
9 共有者氏名(名称)			

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【固定資産税総合事務システム 手書き固定資産(土地・家屋)価格等通知書兼課税明細書作成履歴データ】

1 発付年月日	7 納税者住所(所在地)	13 物件所在地	19 修正後の明細(固定資産税(前年度分の課税標準額, 物件相当税額, 当該年度価格, 軽減税額, 負担水準), 都市計画税(前年度分の課税標準額, 物件相当税額, 当該年度価格, 軽減税額, 負担水準))
2 年度相当	8 納税者コード	14 地番又は家屋番号	
3 送付区分	9 共有者氏名(名称)	15 地目又は種類構造	
4 送付先氏名(名称)	10 決定又は修正理由	16 地積又は床面積	
5 送付先住所(所在地)	11 管轄名称	17 当該年度価格	
6 納税者氏名(名称)	12 物件住所コード	18 当該年度課税標準額(都計, 固定)	20 備考

【固定資産税総合事務システム 手書き固定資産税(償却資産)納税通知書作成履歴データ】

1 送付区分	7 課税標準額	13 第3期分税額	19 振替方法
2 送付先氏名(名称)	8 算出税額	14 第4期分税額	20 口座名義人
3 送付先住所(所在地)	9 減額・減免税額	15 収納機関	21 収納機関名称
4 納税者氏名(名称)	10 年税額	16 記号	
5 納税者住所(所在地)	11 第1期分税額	17 口座番号等	
6 納税者コード	12 第2期分税額	18 種別	

【固定資産税総合事務システム 手書き固定資産税(償却資産)税額変更通知書作成履歴データ】

1 発付年月日	8 納税者コード	15 第4期納期限	22 随時分
2 年度相当	9 物件区	16 3月更正随時分	23 第1期分
3 送付区分	10 変更理由	17 過年度随時分	24 第2期分
4 送付先氏名(名称)	11 管轄名称	18 課税標準額	25 第3期分
5 送付先住所(所在地)	12 随時納期限	19 算出固定資産税	26 第4期分
6 納税者氏名(名称)	13 第2期納期限	20 減額減免分固定資産税	27 3月更正随時分
7 納税者住所(所在地)	14 第3期納期限	21 年税額	28 過年度随時分

【固定資産税総合事務システム 手書き固定資産(償却資産)の価格等の通知書作成履歴データ】

1 発付年月日	8 納税者コード	15 決定又は修正の理由	22 工具器具及び備品
2 年度相当	9 業種	16 管轄名称	23 修正前調整額(評価額, 決定価格, 課税標準額)
3 送付区分	10 市評	17 構築物	
4 送付先氏名(名称)	11 物件区	18 機械及び装置	24 決定又は修正後調整額(評価額, 決定価格, 課税標準額)
5 送付先住所(所在地)	12 所在学区	19 船舶	
6 納税者氏名(名称)	13 編冊番号	20 航空機	
7 納税者住所(所在地)	14 整理番号	21 車両及び運搬具	

【固定資産税総合事務システム 手書き払込取扱票作成履歴データ】

1 払込金額	3 納税者コード	5 納付の内訳(整理No., 調定年度, 年度相当, 調定月, 期, 税額, 延滞金, 納期限)	6 払込人住所氏名
2 税目コード	4 税目		7 備考

【連携情報】

1 個人番号	3 情報提供用個人識別符号	5 基本4情報(氏名, 住所, 生年月日, 性別)
2 団体内統合宛名番号	4 情報提供等記録	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 申請等の窓口において、申請等の内容や本人確認書類（身分証明書）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。 情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより必要な情報以外を入手することを防止する。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> システムへの登録時は入力者以外の者が入力状況を確認し、対象者以外の情報登録を防止する。 操作ログを収集し、不正な操作による対象者以外の情報入手がなされていないか確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 届出／申請においては、書面にて本人あるいは代理人による届出／申請のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 システムを通じた入手については、システムを利用する必要がある職員を特定し、認証カード及びパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードの提示または通知カードと本人確認書類（免許証等）の提示を求め確認を行う。 個人カードの提示がない場合は、CS端末において本人確認情報と個人番号の対応づけの確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。 入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、必要に応じ情報を照合できるよう、施錠可能な場所に保管する等の適切な措置を講じる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 電子申告システム、国税連携システムとの接続はLGWAN回線を使用しており、インターネットとは接続していないため、情報が漏えいするおそれはない。 庁内連携システムは、インターネットにつながるネットワークではなく、専用回線とする。 紙帳票や電子媒体は施錠できる専用スペースに保管している。 委託業者との契約に、秘密保持に関する条項を盛り込んでいる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	システム間のアクセスは必要なもののみ限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・システム間のアクセスは必要なもののみ限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する職員にのみ認証カードを発行し、所属長が当該職員を行う使用権限を限定的に付与する ・職員ごとに設定されたパスワードによる認証を行い、パスワードに一定の有効期限を設ける。 ・認証の記録を保管する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・職員ごとに、所属長が業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。 ・職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、アプリケーションの操作履歴の記録を保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・特定個人情報を扱うシステムについて、ユーザーID、操作日時、処理名を記録している。 ・必要に応じて操作履歴を解析し、不適切なアクセスがないか確認する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴を記録している。またそのことを職員に周知している。 ・システムの操作履歴を解析し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会等において、事務外利用の禁止等について周知する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には当該事項についての誓約書の提出を求める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・所管課設置のオンライン端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・端末画面は、来庁者から見えないように配置する。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーは、事務処理に必要な範囲にとどめる。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 委託先の社会的信用と能力を確認。具体的には、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)、ISO 9000等の認証の取得又はプライバシーマークの認定等を委託先選定の条件とし、共通仕様書に記載のある「データ等の適正な管理」の内容を遵守する事を前提に業者に委託する。 また、委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(ユーザーID、操作日時、処理名)を記録する。 システムのオペレーションや運用保守における作業記録を残す。 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者からセキュリティ研修等の実施等、適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	「情報システムの委託に関する管理基準」「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」により、個人情報を取り扱う情報システムに関して契約を締結しようとする場合は、原則として再委託を禁止することとし、コンソーシアム(複数事業者による連合体)と契約を締結するか又は契約を履行するすべての事業者と直接契約を締結することとしている。このため委託先からさらに他者に情報を提供する必要はないようになっている。 例外的に再委託する場合は、電子情報の第三者への提供を禁止する条項及び京都市への定期的な報告義務を課す条項を付して許可することになっている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	共通仕様書に以下のとおり規定している。 <ul style="list-style-type: none"> 委託先の電子計算機室への入退室管理を行うこと。 京都市が認めた者以外が電子計算機を利用し、又はデータを閲覧しないよう必要な措置を取ること。 個人情報管理責任者を置くこと。 必要に応じて書面により報告し、又は京都市が立ち入り調査をすること。 システムのオペレーション業務や運用保守業務の委託に関しては、委託業務の実施場所を庁舎内のみとしており、特定個人情報を含むデータの外部への持ち出しを認めない。 媒体のやり取りの際には <ul style="list-style-type: none"> 委託先に提供する際、日付、データ内容を記録した受渡簿を作成して確認印を押印してもらう。 授受簿を上長が確認している。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書に記載のある「データ等の廃棄」の内容を遵守する事を前提に委託する。 委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	電子計算機による事務処理等の委託契約に係る共通仕様書において、データ等の適正な管理について定めている。 <ul style="list-style-type: none"> 目的外利用の禁止 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 特定個人情報の提供先の限定 情報漏洩を防ぐための保管管理責任 個人情報の取扱いについてのチェックの実施及び報告 委託先の視察・監査の実施 再委託の原則禁止 複写、複製の原則禁止 	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託を禁止する。 ・特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<庁内連携システムを経由する場合> 特定個人情報（個人番号、情報等）の提供・移転を行う際に、提供記録をシステム上で管理し、7年分保存する。 <庁内連携システムを経由しない場合> 特定個人情報（個人番号、情報等）の提供を行う際に、提供を行う旨の決裁を取り、提供記録を7年分保存する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・番号法、京都市個人情報保護条例その他関係法令に従い、提供・移転の可否を判断する。 ・システムを経由しない提供・移転の際には必ず決裁を取る。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<庁内連携システムを経由する場合> ・操作ログを収集し不適切な提供・移転を防ぐ。 ・媒体へ出力する場合には、当該操作の記録を残すこととする。 <庁内連携システムを経由しない場合> ・決裁を取る際に十分に確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	（誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置） ・庁内連携システムでは、保有する情報をすべて連携することは行わず、番号法、京都市個人情報保護条例その他関係法令に基づき認められた情報のみしか提供・移転ができない仕組みとする。 （誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置） ・庁内連携システムは、番号法、京都市個人情報保護条例その他関係法令に基づき認められた相手以外に提供・移転ができない仕組みとする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><京都市における措置> ・ログイン時の職員認証により、あらかじめ承認された職員以外は情報を入手できないようにする。 ・操作ログを収集し、不適正な情報の入手を防ぐ。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><京都市における措置> ・システム間の接続は専用のネットワークを利用し、安全性を確保する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><京都市における措置> 中間サーバーから各業務システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の変更は行わないことで、各業務システムが入手する照会結果内容が中間サーバーから入手した内容と同一であることを担保する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><京都市における措置> ・システム間の接続は専用のネットワークを利用し、安全性を確保する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><京都市における措置> ・入手した特定個人情報について、システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性の確認を行う。また、届出や申請時には、その都度、届出内容等との突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。 ・中間サーバーへ情報を登録する際に、登録した情報、日時等を記録し、不正な提供の抑止を図る。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><京都市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム間の接続は専用のネットワークを利用し、安全性を確保する。 ・情報提供の記録を保存し、不適切な方法で特定個人情報提供されないよう抑止を図る。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><京都市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システムでは、保有する情報を全て連携することは行わず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか提供できないようにする。 ・中間サーバーへの情報の登録を適切な頻度で行い、その正確性を担保する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><京都市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設け、静脈認証により入退室管理を行っている。 ・サーバー室への入退室の場所を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。 ・記録媒体や紙書類は、施錠可能な場所に保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><京都市における措置></p> <p>(不正プログラム対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピューターウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。 また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用。 ・オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順に従って、情報セキュリティホールに関連する情報(コンピューターウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容(コンピューターウイルス関連情報等)が適切であるかどうかを、定期的に確認する。 <p>(不正アクセス対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトを導入し、必要なパターンファイルは、常時更新している。 ・端末等の不正接続防止システムを導入する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号と同様に安全管理措置を実施している。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	住基システムと連動した宛名情報は、古い情報のまま保管され続けるリスクはない。 住基システムと連動していない宛名情報については、定期的に住基のデータとの整合性を保つ処理を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上、保存期間を経過した情報を消去する仕組みとする。 ・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去、破壊等を行う。 ・専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p><京都市における措置> ・定期的に担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p><京都市における措置> 定期的に、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による内部監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検するとともに、その結果を踏まえて必要に応じ体制や規定を改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <p>また、定期的に、専門的な知識を有する外部の専門家により、使用するシステムに係るセキュリティ監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><京都市における措置> ・新規採用時の研修や課長級向け研修などの各階層別等の研修において、個人情報保護・情報セキュリティに定めた規定等について説明し、周知徹底している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年情報セキュリティ対策強化月間を設定し、情報セキュリティや個人情報の取扱いに関する自己点検・職場研修を実施している。 ・各システムの操作マニュアルにセキュリティの項目を設け、操作の際に特に注意を要する点を記載する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年3月18日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	番号法第27条に基づき市民意見聴取を行う。 実施に際しては、京都市インターネットホームページ、区役所及び支所、市情報公開コーナー、行財政局税務部税制課において評価書を閲覧できるものとし、意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールにより受け付けることとする。
②実施日・期間	平成27年3月23日～平成27年4月23日
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	・プライバシーの保護は大切なことであり、個人のプライバシー等の権利利益の保護を宣言するのはよいことである。 ・IT専門家の意見を聞くべき。
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	平成27年5月14日、平成27年6月4日
②方法	京都市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検を実施した。
③結果	特定個人情報保護評価書の記載内容は、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	固定資産税のデータを総合的に利用し、事務効率を図るシステムで、主な機能は以下のとおり。 ・本市の宛名データを利用して、固定資産税課税支援システムの所有者のチェックを行う。 ・紙台帳を電子化したものを閲覧・検索を行う。 ・例月の価格等決定通知書兼課税明細書、納税通知書及び税額通知書の印刷を行う。 ・固定資産税課税支援システムのデータの閲覧・検索を行う。 ・税務システム中、固定資産税に係るデータの閲覧・検索を行う。	固定資産税のデータを総合的に利用し、事務効率を図るシステムで、主な機能は以下のとおり。 ・本市の宛名データを利用して、固定資産税課税支援システムの所有者のチェックを行う。 ・紙台帳を電子化したものを閲覧・検索を行う。 ・例月の価格等決定通知書兼課税明細書、納税通知書及び税額変更通知書の印刷を行う。 ・固定資産税課税支援システムのデータの閲覧・検索を行う。 ・税務システム中、固定資産税に係るデータの閲覧・検索を行う。	事後	誤記修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	主務省令の追記であり、リスク対策に影響がないため、重要な変更にあらず、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120項 (別表第二における情報照会の根拠) 第27項	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 10, 12, 13, 19, 20, 21, 22, 23, 25, 28, 31, 34, 35, 36, 37, 38, 40, 43, 44, 47, 49, 50, 51, 54, 55, 58, 59条 (3) 番号法第19条第8号(条例関係事務) 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第27項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事前	法改正に伴う修正及び主務省令の追記であり、リスク対策に影響がないため、重要な変更にあらず、事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年11月7日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(省略)	評価書(別添1)のとおり	事後	事務の整理に合わせた形式的な修正であり、事前通知が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③その必要性	・納税通知書、申告書等への個人番号出力のため	・税額通知書(特徴義務者)等への個人番号出力のため	事後	事務の整理に伴う修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	行政機関独立行政法人等(国税庁, 日本年金機構, 地方公共団体システム機構, 陸運支局)	行政機関独立行政法人等(国税庁, 日本年金機構, 地方公共団体システム機構)	事後	利用範囲の縮小であり、リスク対策に影響がないため、重要な変更にあらず、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	・納税者が納税申告書を提出する際、住民票の添付が省略できるなどの納税者利便性の向上のために利用する。	・納税者が申告書等を提出する際、添付書類が省略できるなどの納税者利便性の向上のために利用する。	事後	形式的な文言修正であり、リスク対策に影響がないため、重要な変更にあらず、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	⑤委託先名の確認方法 京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。	⑤委託先名の確認方法 ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。	事後	事務の整理に伴う修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	②取扱いを委託する特定個人情報の範囲—その妥当性 軽自動車税の課税資料(申告書等)に個人番号が記載されるので、その取扱いも委託する必要がある。	②取扱いを委託する特定個人情報の範囲—その妥当性 軽自動車税の課税データ入力のため、対象データを取り扱う必要がある。	事後	事務の整理に伴う修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	提供を行っている(5件) 移転を行っている(31件)	提供を行っている(8件) 移転を行っている(42件)	事後	法改正, 条例改正等に伴う修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙2参照)	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	事前	形式的な変更であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 ②提供先における用途 国税の課税事務 ③提供する情報 番号法第19条第8号に規定する事項	①法令上の根拠 番号法第19条第9号(現8号) ②提供先における用途 国税の賦課徴収事務 ③提供する情報 番号法第19条第9号(現8号)に規定する事項	事前	法改正に伴う修正及び文言調整であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年11月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先5	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 ②提供先における用途 地方税の課税事務 ③提供する情報 番号法第19条第8号に規定する事項	①法令上の根拠 番号法第19条第9号(現8号) ②提供先における用途 地方税の賦課徴収事務 ③提供する情報 番号法第19条第9号(現8号)に規定する事項	事前	法改正に伴う修正及び文言調整であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年11月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先6	(追加記載)	個人情報保護委員会規則で定める条例事務関係情報照会者 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 ②提供先における用途 個人情報保護委員会規則で定める用途 ③提供する情報 個人情報保護委員会規則で定める情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 納税義務者等 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事前	法改正に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先7	(追加記載)	京都市教育委員会事務局総務部調査課 ①法令上の根拠 番号法第19条第10号(現9号)に基づく本市条例 ②提供先における用途 小学校及び中学校並びにこれらに相当する学校(各種学校を含む。)における就学の援助に関する事務 ③提供する情報 個人市民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 納税義務者等 ⑥提供方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例改正に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先8	(追加記載)	番号法第19条第13号(現12号)の用途ために使用する情報照会者 ①法令上の根拠 番号法第19条第13号(現12号) ②提供先における用途 各議院審査等その他番号法施行令で定める公益上の必要性による用途 ③提供する情報 地方税の賦課徴収に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 納税義務者等 ⑥提供方法 紙 ⑦時期・頻度 協力要請のある都度	事後	事務の整理に伴う修正であり、事前通知が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)における移転先については、別紙3を参照 ①法令上の根拠 「別紙3 特定個人情報の移転先」を参照 ②提供先における用途 「別紙3 特定個人情報の移転先」を参照 ③提供する情報 「別紙3 特定個人情報の移転先」を参照 ④提供する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 「別紙3 特定個人情報の移転先」を参照 ⑥提供方法 本市共通システム基盤の情報連携機能 ⑦時期・頻度 「別紙3 特定個人情報の移転先」を参照	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)における移転先については、別紙2を参照 ①法令上の根拠 「別紙2 特定個人情報の移転先」を参照 ②提供先における用途 「別紙2 特定個人情報の移転先」を参照 ③提供する情報 「別紙2 特定個人情報の移転先」を参照 ④提供する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 「別紙2 特定個人情報の移転先」を参照 ⑥提供方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 「別紙2 特定個人情報の移転先」を参照	事後	形式的な修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)ファイル記録項目	別紙1を参照	別紙1をやめ、別紙1の内容を表形式で、本文中に記載	事後	形式的な修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務 項番8 事務, 特定個人情報	○事務 児童福祉法による里親の認定, 養育里親の登録又は障害児入所給付費, 高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ○特定個人情報 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	○事務 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録, 里親の認定又は障害児入所給付費, 高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ○特定個人情報 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報, 地方税関係情報, 住民票関係情報, 介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	事前	法改正に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務 項番11 特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報, 地方税関係情報, 住民票関係情報, 介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	法改正に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号 別表第二に定める事務 項番16 特定個人情報	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	法改正に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号 別表第二に定める事務 項番26 特定個人情報	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	法改正に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号 別表第二に定める事務 項番38	(追加記載)	○情報照会者 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 ○事務 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの ○情報提供者 市長村長 ○特定個人情報 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	法改正に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号 別表第二に定める事務 項番74 特定個人情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	法改正に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号 別表第二に定める事務 項番85の2	(追加記載)	○情報照会者 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 ○事務 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの ○情報提供者 市長村長 ○特定個人情報 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	法改正に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務 項番87 特定個人情報	地方税関係情報, 母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報, 児童手当関係情報, 介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報, 母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報, 児童手当関係情報, 介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	法改正に伴う修正であり, 事後で足りるものの, 任意に事前に提出
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務 項番108 特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報, 地方税関係情報, 住民票関係情報, 介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	法改正に伴う修正であり, 事後で足りるものの, 任意に事前に提出
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務 項番116 特定個人情報	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報, 地方税関係情報, 住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報, 地方税関係情報, 住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	法改正に伴う修正であり, 事後で足りるものの, 任意に事前に提出
平成28年11月7日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務 項番1, 2, 3, 4, 6, 39, 42, 58, 61, 62, 80, 94, 117 特定個人情報	介護保険給付関係情報	介護保険給付等関係情報	事前	誤記修正であり, 事後で足りるものの, 任意に事前に提出
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先1	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 児童福祉法による障害児入所給付費, 高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 児童福祉法による障害児入所給付費, 高額障害児入所給付費, 特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給, 負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり, 事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先2	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 児童福祉法による障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費の支給に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 児童福祉法による障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費, 肢体不自由児通所医療費, 障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給, 障害福祉サービスの提供若しくは措置又は費用の徴収に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり, 事前通知が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先3	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先4	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先5	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先6	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先7	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先8	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先9	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務 中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報、固定資産税土地家屋情報、軽自動車税情報 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ⑥移転方法 電子記録媒体、紙、本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更に当たらず、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先10	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 紙、本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先11	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 国民年金に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先12	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ⑥移転方法 紙、本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先13	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 電子記録媒体、本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先14	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先15	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 児童福祉法による費用の徴収に関する事務(助産施設又は母子生活支援施設に係る部分) ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先16	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先17	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先18	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先19	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先20	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先21	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 保育所における保育の実施及び保育料の徴収に関する事務、 子ども・子育て支援法による教育・保育給付の支給等に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務に関する事務、 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先22	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先23	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 老人福祉法による福祉の措置に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務 ⑥移転方法 電子記録媒体	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先24 (追加、移転先25以降は繰下げ)	(追加記載)	保健福祉局長寿社会部長寿福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 介護保険法による地域支援事業の実施に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先25(旧:移転先24)	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、重要な変更にあらず、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先26(旧:移転先25)	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 予防接種法による実費の徴収に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先27(旧:移転先26)	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先28(旧:移転先27)	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先29(旧:移転先28)	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務 母子保健法による費用の徴収に関する事務(未熟児養育医療) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務(育成医療) ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務、児童福祉法による療育の給付に関する事務(結核児童療育給付) 母子保健法による費用の徴収に関する事務(未熟児養育医療) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務(育成医療) ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先30(旧:移転先29)	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先31(旧:移転先30)	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり、事前通知が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先32(旧:移転先31)	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定 ②移転先における用途 都市再生住宅, 特定公共賃貸住宅, 小規模改良住宅及び更新住宅の管理に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報連携機能	①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務 ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能	事後	条例制定等に伴う時点修正であり, 事前通知が義務付けられない
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先33	(追加記載)	保健福祉局生活福祉部地域福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定による医療費の支給に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例制定等に伴う修正であり, 事後で足りるものの, 任意に事前に提出
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先34	(追加記載)	保健福祉局生活福祉部地域福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定による医療費の支給に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例制定等に伴う修正であり, 事後で足りるものの, 任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先35	(追加記載)	保健福祉局生活福祉部地域福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 京都市老人医療費支給条例の規定による医療費の支給に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例制定等に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先36	(追加記載)	保健福祉局生活福祉部地域福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 高等学校及びこれに相当する学校(専修学校及び各種学校を含む。)における修学の援助に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 紙、本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例制定等に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先37	(追加記載)	保健福祉局生活福祉部地域福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 電子記録媒体, 紙, 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例制定等に伴う修正であり, 事後で足りるものの, 任意に事前に提出
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先38	(追加記載)	保健福祉局生活福祉部地域福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者(重度の障害がある者に限る。)に対する健康管理費の支給に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例制定等に伴う修正であり, 事後で足りるものの, 任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先39	(追加記載)	保健福祉局生活福祉部地域福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 京都市敬老乗車証条例の規定による敬老乗車証の交付に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例制定等に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先40	(追加記載)	保健福祉局生活福祉部地域福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 介護保険法の規定による保険給付の支給に係る利用者負担額の減額又は軽減に関する事務(社会福祉法人による利用者負担軽減制度) ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例制定等に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先41	(追加記載)	保健福祉局生活福祉部地域福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 児童福祉法の規定による医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例制定等に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年11月7日	(別紙2) 移転先42	(追加記載)	都市計画局住宅室住宅管理課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例 ②移転先における用途 都市再生住宅、小規模改良住宅及び更新住宅の管理に関する事務 ③移転する情報 個人市民税賦課情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 本市共通システム基盤の情報提供機能 ⑦時期・頻度 照会のある都度	事前	条例制定等に伴う修正であり、事後で足りるものの、任意に事前に提出